

平成30年第3回滝川市議会定例会（第15日目）

平成30年 9月19日（水）

午前 9時55分 開 議

午後 3時20分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

日程第 4 報告第 4号 株式会社滝川グリーンの経営状況について

日程第 5 報告第 5号 監査報告について

報告第 6号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める要望意見書

日程第 7 請願第 3号 市議会議員の定数と報酬に関する請願書

日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	館 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
市民生活部長	館 敏 弘 君	市民生活部次長	浦 川 学 央 君
保健福祉部長	国 嶋 隆 雄 君	産業振興部長	長 瀬 文 敬 君
建 設 部 長	山 崎 智 弘 君	市立病院事務部長	椿 真 人 君

教 育 部 長 田 中 嘉 樹 君
監 査 事 務 局 長 杉 原 慶 紀 君
企 画 課 長 稲 井 健 二 君

教育部指導参事 栗 井 康 裕 君
総 務 課 長 深 村 栄 司 君
財 政 課 長 堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 竹 谷 和 徳 君
書 壽 永 美 和 君

次 長 菊 田 健 二 君
書 記 池 田 茂 喜 君

開議 午前 9時55分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において東元議員、三上議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

なお、この場合9名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位10番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

小野議員の発言を許します。小野議員。

○小野議員 おはようございます。会派みどり、小野保之です。議長のお許しいただきまして、通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、防災対策

1、水害時の避難場所について

まず、1つ目、防災対策ということで水害時の避難場所についての質問をさせていただきます。
2016年の東日本豪雨、そして西日本豪雨、そして9月5日の台風21号の影響で強風被害、9月6日の胆振東部地震など災害が激甚、広域化になっています。道内各地でも大規模な被害が出ており、月日とともに寒さが気になり、復旧が急がれています。想定のできない大きな災害によりお亡くなりになった方、また多くの建物の倒壊、被災、農業、商業、観光などの関係する多くの方々が被災され、まだ復旧のめども立っていないところがあります。被害に遭われた方に対して改めてご冥福とお見舞いを申し上げます。

近年の大雨については、気象庁でも予想の難しさを述べています。滝川市でも石狩川滝川地区水害タイムライン検討会が平成27年11月に発足し、これまで9回開会されています。また、7月に岩見沢市で、空知振興局なのですが、北海道地域防災マスターの講習会がありまして、この防災について私も町内会でも3名が参加し、地域防災マスターの認定を受けました。市民への周知も地域での取り組みが町内会などで活発になり、防災に対しての言葉がよく聞かれるようになりました。滝川市では、まだ大きな災害はありませんが、市の広報では災害時における避難場所として掲載をしています。地震、そして大規模な水害のときと分別していますが、その中で泉町、扇町、西滝川については第二小学校になっています。石狩川上流の氾濫やラウネ川の内水氾濫などがあると、

この3地区は全地区ではありませんけれども、低地が多く、いち早く浸水被害に遭うと思います。避難所の指定が第二小学校では、ほかの地区もそうなのですが、遠距離で高齢者など適さないと思いますが、その辺の考え方をお伺いいたします。

○議 長 小野議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。それでは、小野議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

ご質問の中にありました大規模水害時には、泉町、扇町、西滝川の避難所が滝川第二小学校になっていることにつきましては、まずは大規模水害の想定では石狩川、空知川の浸水想定区域に居住する人口は、本市の半分に及ぶ約2万人が避難するという中心市街地を含む広範囲の地域が対象となります。避難対象地域が広範囲になることを踏まえ、避難勧告等の伝達がわかりやすいように町名ごとに避難所を指定しております。また、浸水しない地域にある避難所ごとの避難対象地区を避難距離を考慮し、できるだけ均等になるように定めておりますが、まちの形状から全てが均等になるということにならないことをまずご理解をいただきたいというふうに思います。

昨年11月に行われました市長と滝川市町内会連合会連絡協議会とのまちづくり懇談会において、避難距離を初め少子高齢化などの社会変化に対応した避難所の見直しを求めるご意見をいただき、また昨年国から公表されました最大規模の浸水想定区域を反映した避難所の見直し作業に今年度から着手しているところでございます。現在は、避難所ごとの対象地区の人口、年齢構成などを初め、避難所の生活環境などの基礎調査を進めており、今後市民意見を反映しながら、避難所の基本方針を策定した上で来年度から具体的な見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 小野議員。

○小野議員 改めて見直し策定ということが入るようなのですが、例えばその中にも交通のマップ関係も一緒に入ると思うのですが、ただその想定範囲内で、今はあくまでも避難地域というのは公共性のあるところばかりなのです。例えば今の見直しの中で、特に緊急避難になるとパニックになった場合とかいろんなことを想定されますが、その中で民間の施設だとかそういうことも一応頭の中に考えてその辺の想定の中に入れる考えはあるかどうかお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まだ具体的な検討についてはこれからという部分でございしますが、基本は公共施設というのが基本という形にはなろうかと思いますが、ただ先ほど申し上げましたとおり距離、あるいはそれに対応できる施設という部分を考えてときに、防災協定を結んでいる民間の施設等もございしますので、そういった部分も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、相手がある、あるいは避難所をあける時間帯が例えば日中とは限らないという部分もありますので、その対応が可能かどうかという部分も含めてあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 小野議員。

○小野議員 今お答えいただきました。結果的に納得できる策定をよろしくお願いいたします。

では、2つ目に入ります。8月9日に平成30年一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の活用により、災害時に自動起動の緊急告知FMラジオが町連協加入の147町内会に貸与されました。滝川市と町連協、エフエムなかそらの連携により災害の各情報が提供され、受信したときの避難行動が率先してでき、また住民の自主的な取り組みが必要な中、このラジオはエフエムG's k yの専用なのですが、行政としての情報発信の改善の一つでもあると思います。高齢化により各町内会は、災害時の連絡網の確立が一番の課題となっております。独居世帯や歩行が困難な人、あるいは自宅療養やすぐに行動ができない人など数多くいます。音声での周知になりますが、何よりもこういう人たちへの対応が必要ではないかと考えます。私も一応町内会長ということで貸与された一人なのですが、今回の地震のときに稼働があり、またブラックアウトの中、性能を試すいい経験をさせていただきました。常時充電式で、LEDライトの点灯で切りかえのときには10畳間程度でも十分な明かりがとれ、対応時に慌てなく済み、これは必要なものだということに痛感いたしました。先般岩見沢市でも滝川市と同様の機器をFMはまなすと連携して、避難行動要支援者無償貸与品として貸与されています。高齢者の情報源としてラジオに頼ることが大きいと言われています。滝川市全体となると数量ははかり得ませんが、今後配付、貸与の検討も必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 現在市からの防災情報の町内会への情報伝達方法は、広報車、電話などとなっており、雨の音や住宅の気密性などから広報車で音声が聞こえづらいことや280の町内会への電話連絡につきましても多くの職員の人員、あるいは情報伝達に時間を要するというような課題がございます。また、市では、防災協定によりエフエムなかそらの協力を得て災害時の放送を実施しておりますが、通常のラジオの場合電源が入っていなければ聞くことができないというような課題もあるわけがございます。

本年滝川市町内会連合会連絡協議会が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して整備いただいた自動起動ラジオは、町内会への災害情報伝達だけではなく、既に町内会にご協力いただいている避難行動要支援者への支援などに対しても的確な情報伝達が行える有効な手段の一つであり、大規模水害時の逃げおくれゼロを目指すための自主防災活動の取り組みとして、大変有意義なことだというふうにも考えております。ただ、どうしても避けられない難聴地域への対応なども含め、市としても町連協と協力し、試験放送などを通して当該ラジオの導入の有効性や課題等を整理し、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 その中でFMと滝川市の連携についてなのですが、今回も幾つかすごく便利だなという情報がありました。FMのラジオ、音声を入れてありますと緊急的に入りますけれども、その後の情報というのは滝川市の情報がいち早く伝わるわけです。例えば公共のNHKとかどうこういつでも滝川市の情報というのはなかなか入らない。滝川市の要するに市からのFMとの連携によって例えばこういう状況はこうですよというような方法が一番可能性が大事だと思います。ただ、今回

も皆さんに聞くとラジオは買っていない方もいっぱいいましたので、これもまた一つの対応の仕方だと思いますけれども、その辺の市と例えばFM局との連携についてどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 市とエフエムなかそらちにつきましては、当然防災協定を結んでおりますので、災害時等については緊急の情報発信という部分についてもお願いをして、いち早く対応していただいているという部分については、非常に感謝しているところでもございます。

また、今回の地震等も含めて、防災の中で地域住民に対する情報発信というのは非常に有効性が高かったというのは議員おっしゃられているとおりでございまして、実は広報たきかわの来月号、10月号に災害の特集を今組んで、今月の下旬に市民の皆様にお配りする予定でございしますが、その中でもエフエムなかそらちの情報発信の部分についても特集の中に触れておりますし、今議員からおっしゃられた自動起動ラジオについてもその広報の中で周知をし、購入することもできるというようなことを実は触れております。自動起動ラジオにするか、通常のラジオにするかという部分はございますが、地域のそういう災害時の情報についてはエフエムなかそらちから発信されるという部分については、やはり住民に周知する必要性はあるだろうと。当然停電のときはどうするのだという部分は、電池を買って用意していただくとかそういったことはございますが、災害時の情報発信について地域のFMについて活用いただく、そこから最新の情報は与えられる、得られるという部分については、今後についても十分市民周知について図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 小野議員。

◎2、教育行政

1、石狩川河川敷パークゴルフ場について

○小野議員 それでは、2つ目の教育行政に移らせていただきます。石狩川の河川敷パークゴルフ場についての質問をさせていただきます。

パークゴルフ場の石狩川の増水、氾濫における対応についてなのですが、水害の対処は初動活動と平素の準備が極めて重要と考えます。今回の7月3日の時点では、既に大雨警報が発令されています。所管においては、常時巡回パトロールを行っていたと思います。気象情報ではさわらない箇所もあり、やはり目視による判断が最優先と考えます。しかし、現状においてトレーラーハウスや各設備等の移動対応がおくれたことが大きな原因だと思います。当時の状況からの確な判断や作業対応がおくれたことに対しての見解を伺います。

また、大雨となればその都度対応が求められますが、対応策として考えられるものはあるのかどうかあわせて伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 パークゴルフ場のご質問でございます。基本的にきのう安樂議員からのご質問にお答

えしたとおりでございまして、要因としましては河川水位の上昇が予測よりも早かったということ、また早朝の作業であったため人員ですとか車両の確保が十分できなかったこと、加えまして事前に業者との打ち合わせをしていたわけですが、その確認が不十分であったということから、必要な資材が不足したというようなことでございます。

今後の対応としましては、気象情報の日々の確認、それから想定できる場合は早期の対応、また緊急時には所管を超えた全庁的な応援体制というようなことで現在考えているところでございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 今お答えいただいたのですが、パークの初動の動作と、例えば市民ゴルフ場についてはハウスについてはいち早く移設してあったのです。それから見ると、もう少し行動を早くするようなこれからの対応の仕方に注釈をつけていただければいいかなと思いますが、そういうことでまず2つ目に移ります。

オープンの前後2度の増水被害に遭い、復旧作業と運営面にも大きく影響していると思います。今回再開してから連合町内会の大会で利用しましたが、市内外利用者から例えばトイレや飲料機器の不備などを指摘されました。また、大会の延期や中止もあったと思いますが、利用者の減少、また事業収入の落ち込みで運営が厳しい状況になると思いますが、現状と今後の取り組みについて伺いをいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 現状につきましては、7月の被災以来一部のコースは再開しながら、同時に復旧作業も行いながらということで、8月31日には一部仮設の備品設置によりまして全8コースを再開したところでございます。その間台風の影響等で一部閉めたということもございます。また、管理棟、スタートハウスでございますけれども、これは修繕を終えまして、既にもとの位置に戻しております。きのう、きょうで電気系統の確認をしております。それらが順調に作動するとなれば、あすからは従来どおりの営業ということになろうかと思っています。

今後においてでございますけれども、同様の自然災害、これは可能性が非常に大きいということでございまして、それによりますコースの閉鎖ということもあり得ますけれども、このことは河川敷ということもありますから、ご利用いただく皆さんには十分その辺のこともご承知をいただきながら、さらに利用拡大に向けた営業努力を続けていきたいというふうに考えております。

また、大規模な大会に対する備えでございますけれども、急に中止という場合もございますので、可能な限り代替地としまして近隣市町の施設、これらの利用についても今後調整を図っていき、大会誘致に向けても万全を期したいというふうに考えております。営業に対してかなり影響があるという部分については、これはもうやむを得ないかなというふうに思っております。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 それでは、最後の質問をさせていただきます。

市長公約の一つとして、平成29年7月1日にパークフィールド72ということでオープンいたしました。約1億円を投じたパークゴルフ場です。完成後は市費投入も考えないということを述べておられますが、しかし自然災害による被害が実際起きているのが現状です。また、昨年も同様な

被害が生じています。そもそも市民ゴルフ場として造成した時点においても大雨による氾濫は予測できたと思います。このような現況がある中で指定管理者を公募予定としています。物はつくったので、あとは行政から離れて指定管理者による運営管理をしていく上で、このようなパークゴルフ場を果たして引き受ける業者がいるのかどうかは疑問です。そこで、現状の72ホールの規模縮小など対応する必要があるのではないかと思います。市長公約となれば大変重いものと認識します。市長として、このパークゴルフ場に対する考えをお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 パークゴルフでございますけれども、誰もが気軽に取り組むことができるスポーツとしまして広く普及しております、今後もアクティブシニアの増加、あるいは健康増進の効果などによりましてその愛好者が増加する可能性が大いにあるというふうに考えております。石狩川河川敷パークゴルフ場におきましても多くの皆様、特に高齢の方々が日々プレーを楽しんでいただいておりますし、道内有数の規模であるということから、市外からのバスツアーを初め企業、団体の大会なども開催されているところでございます。徐々に認知度が高まってきているというふうにも感じております。反面大規模な施設であるということもあり、今回災害時の対応ではご迷惑をおかけしたところもありますけれども、今回の件も含め実際の作業を通しまして、この施設におけるノウハウを蓄積している途上にあるということでもございます。自然災害には想定できないこともありますけれども、事前の情報収集、早期対応など被害を最小限にとどめるため対策について今後も改善を重ねながら、体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

今回の失敗につきましては、大いに反省をするべきところがありますけれども、このことをもってこの規模縮小というところにはまだ考えてはいないという状況でございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 ここで今申し上げたとおり市長公約の最大の一つでございますので、この問題についての今後の方針というか、市長の意見をひとつお聞きしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの小野議員の再質問でございますけれども、先ほど部長からお答えしましたとおり、現状のパークゴルフ場は確かに災害に遭う河川敷ということで、その危険性もあるわけでございますけれども、その優位性を考えてホールを削減する考えは私もございません。

また、指定管理につきましても、他のスポーツ施設と同様そういうきちんと管理している方にお任せするということがよろしいかなというふうに考えている次第でございますし、その中でいろいろお願いしてまいりたいというふうに思っております。

市長公約というのは確かに重いことでございますので、しっかりとその後についても責任を持って進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○小野議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして小野議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 おはようございます。会派清新の関藤でございます。今回の一般質問につきましては、全国的に問題となっている教職員の働き方改革についてお尋ねしたいと思いますが、先日荒木議員のほうから同様の質問がされ、ある程度理解した部分もございますが、再度確認の意味も込めまして質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎ 1、教育行政

- 1、学校における働き方改革について
- 2、小学校の部活動について
- 3、学校現場と教育委員会の関わりについて

まず、1点目、教育行政について、学校における働き方改革についてでございますが、学校現場において教員の過度な労働負担が指摘されております。本年成立した働き方改革で学校現場ではどのような影響が出ているのかお尋ねいたします。

○議長 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

教員の長時間勤務の問題に関しましては、昨年12月に文部科学省が学校における働き方改革に関する緊急対策を公表して以来、きのうも少しご説明しましたけれども、北海道教育委員会におきましては本年3月に学校における働き方改革北海道アクションプランを作成するなど、道内においても教員の働き方改革に向けた取り組みが始まったところでございます。子供たちを取り巻く課題が複雑化、多様化する中、学校ではさまざまな課題への対応に多くの時間を割く必要が出てきているほか、学校に対する期待や役割がますます高まっております。その結果としまして、教員の長時間勤務という形になってあらわれてきているのが現状でございます。国や道の動きを受け、本市におきましても教員が授業や授業準備に集中し、健康で生き生きと勤務するとともに、子供にしっかりと向き合う時間を確保するため、学校における働き方改革教員業務改善推進プランをつくり始めております。

なお、本年6月に成立したいわゆる働き方改革関連法につきましては、来年4月より順次施行されてまいります。残業時間の上限規制や有給休暇取得の義務化など民間企業へ適用されるものであり、直接教員へ影響のあるものではないと思いますが、将来的には中央教育審議会でも議論なされているように学校の組織運営体制のあり方や時間外勤務の抑制に向けた制度措置のあり方に波及していくものと思われます。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 再質問させていただきますが、今のご答弁の中では本年成立したこの働き方改革関連法案は、直接的に職員には影響するものではないというご答弁でございます。しかし、現状としてみれば、ご答弁でもあったように業務の多様化やら、また長時間勤務というのが指摘されております。そしてまた、教員の本来の業務時間が十分確保されないというようなことから、先日も荒木議員のご答弁の中にも出てきました北海道アクションプランというものを参考にしながら、本市にお

いても業務改善プランづくりを進めていると。先日の荒木議員のご答弁の中においては、本市においてのプランづくりは12月までに作成したいというご答弁があったかと思います。そこで、私もきのうの答弁の中から北海道アクションプランというものがどういったものかというのを調べさせてもいただきましたが、再度この北海道アクションプランと本市が12月までに進めようとしている内容についてどういった形で進められているのかお尋ねしたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまの再質問でございますが、北海道アクションプラン、これは今年度から平成32年度までに全ての学校の中で教員が1週間当たりの勤務時間が60時間を超えないと、超える教員がゼロになるというような数値目標を定め、そのための指標として、きのうも少しお話ししたのですが、部活動休養日の完全実施、これを年間73日、それから学校閉庁日、これを年間9日間、変形労働時間の活用、定時退勤日を月2回以上実施する、これらを全て100パーセント行うというような指標を設けております。本市におきましてもその数値目標をそのままにしまして、取り組み内容としましては北海道アクションプランと同様の本来担うべき業務に専念できる環境の整備、それから部活動指導にかかわる負担の軽減、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実、4つ目としまして教育委員会による学校サポート体制の充実というその4点からこの働き方の改革を見直していく、そういうようなことで今プランを作成しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

2点目に移らせていただきます。こういった働き方改革が進められていく中で、教員の負担として一番問題視されているのが長時間労働ということかと思えます。本来の学校の業務というのは、学習指導、そしてまた生徒指導、学級、学校の経営と運営の3つが本来であれば教職員の担う業務かと思えます。これ以外に学校以外が担う業務、学校業務ではあるが、教員が担う必要のない業務、教員の業務ではあるが、負担軽減が可能である業務などがあるかと思えます。そういった意味でこれらの業務というのが今現在教職員に任せられ、これが大きな負担となり、長時間労働にもつながっているのかなと思うわけですが、こういった業務を見直しをして、これらの業務をできるだけ分担可能であるものは分担していくというお考えについてお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまご質問のありました学校及び教職員を取り巻く業務につきましては、非常に多岐にわたっておりまして、議員ご指摘のとおり、教員が抱える負担の一因であると認識しております。学校の働き方改革に向け中央教育審議会の議論を経て、とりわけ学校以外が担うべき業務と判断されたのは、1つ目として登下校の対応、2つ目として放課後から夜間の見守りや補導時の対応、3つ目としまして学校徴収金の徴収管理、4つ目としまして地域ボランティアとの連絡でございます。いずれも教職員のかかわりがありますが、1つ目の登下校の対応でいえば交通指導員や保護者などとの連携がありますし、2つ目の放課後や夜間の見守りでは神社祭などでは保護者

とのチームで見回りを実施していると思います。また、学校徴収金では給食費を公会計化することで負担軽減を図ってまいりましたし、4つ目の地域ボランティアとの連携につきましては、来年度から導入するコミュニティ・スクール制度によりむしろ学校を支援していく仕組みとして教職員の負担軽減につながればと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁いただきました内容につきましては、私も文科省から示されている多分同じものをお持ちなのかなと思いますが、学校が担うべき業務、また担う必要のない業務、負担軽減できる業務という3つの項目に分かれたのがございますが、これらの業務の負担を軽減するためにさらに私も調べて見ましたら、北海道アクションプランの中にも示されておりましたが、教職員の長時間労働勤務の負担軽減として校務支援システムというのがございました。この校務支援システムを私さらに調べてみましたら、業務の分担による多分実務的な業務の軽減に当たるシステムなのかなとは思いますが、北海道内では約4割の自治体、46自治体263校、これが今年4月の段階で導入しておりました。空知管内では導入しているところが少ないのですが、このプランにつきましては北海道アクションプランにおいても推進しているわけですが、このプランを導入するに当たって、私もこのプランの内容を見たのですが、多分業務の軽減化につながるものだと思うのですが、こういった業務が軽減されていくのか。その導入に当たってのメリット、つまり働き方改革の中の業務が今3つ分かれて出てきましたけれども、こういった部分がこのシステムに当てはまっていくのか。これを導入するのに当たっては、単独自治体で導入するには費用が非常に大きくかかるということで共同導入ということが進められているようなのですが、実際にこれを導入するに当たってメリットと費用対効果、費用はどのぐらいかかるものなのかもしおわかりになればお示しいただきたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいま再質問がございました校務支援システムにつきましてご説明したいと思います。

この北海道における校務支援システムというのは、大きく2つの機能がございます。1つ目は、教務支援ということで学校に関するいろいろな事務的な部分への支援です。学籍情報、成績情報などを登録し、登録した情報をさまざまな帳票と連動させて、校務の効率化を図るというものでございまして、例えばということで出席簿、児童生徒の出席、欠席の管理、これが一くくりになる。それから、通知表の作成機能、指導要録の作成機能、成績処理等、あと健康診断等の機能、これらが一括して管理されて、事務の負担が軽減されるというようなこと。そして、もう一つ大きなくくりとしましては、グループウェアということでスケジュール管理、それから掲示板機能などを活用して会議時間の減少など校務の効率化を図るということで、予定表の機能とか、それから掲示板の機能、こういうような大きく分けて2つの効果があるということで伺っております。

さらに、再質問の中でございました費用の部分なのですが、北海道のほうで共同して今このシステムを行っているその部分の経費になりますけれども、まず導入費用がかかります。大きく24

万円プラス各学校2万8,000円掛ける小中学校でいいますと10校になりますので、28万円ということで、24万円足す28万円で導入費用が52万円、そのほかに回線接続設定の作業費等が別途かかっていくということになります。あと、ランニングコストということで、使用機能の種類によって、今お話ししたもの一つ一つ分かれておりまして、ここまで使うというふうになるとこれだけの料金、全部使うともっと高額になるということで、一番高額になる場合、全ての機能を使った場合なのですが、その場合は1校に当たり月額3万2,000円、10校ございますので、掛ける1年間でいうと12カ月ということで、ランニングコストが年間384万円ということで、導入費用が436万円ということになります。これらについては、近隣の部分の導入効果の情報を収集しながら、導入状況も確認しつつ、また結構まとまった費用もかかりますので、費用に係る課題も含めて今後また検討していかなければならないと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 このシステムを導入した場合、初期費用につきましては、またランニングコストも理解しましたが、これを導入して事務的な処理を進めていく中で、当初進めるに当たって当然データの打ち込みというような業務が発生してきた場合に、何か私もこの資料を見ると余計業務がふえてしまうのではないかというイメージがあるのですけれども、その点について検討されて、今後近隣市町村、北海道二百数十校に入っているわけですから検証して、もしいいものであり、教員の長時間労働の負担軽減につながるのであれば導入ということも検討されるということでよろしいでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 システム導入ということになれば当然データ移行ということで、どんなシステムであっても当初負担はあるということはこれは間違いないことでありますけれども、これが定着すれば業務改善につながるということであります。ただ、今申し上げましたように大きな費用負担がかかるということがありますから、その費用対効果、そこはまた十分に勉強しておりませんので、その辺含めて内部検討をしてからということになるかと思えます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、続きまして項目の2番目に移させていただきます。

私も教え子たちがこら辺の学校に勤務されている先生方がおりまして、やはり一番教職員にとって負担となっているのが部活問題であるということで、小学校の部活動についてお尋ねしますが、全国的に小学校の部活動というのは学校現場において専門指導ができる教員がいないということが問題視されておりまして、名古屋市の例もあります。廃止というようなところも出てきましたが、社会教育へ移行して少年団活動へ移行していくというようなところがふえてきているようですが、本市の実態と問題点についてお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまのご質問、小学校における部活動の設置、運営に関しましては、学習指導要領への記載もなく、法令上の義務はないものの、多くの教員が顧問を担わなければならない

状況となっており、部活動への従事が教職員の勤務時間が長時間に至る原因の一つになっております。また、学校事情によって指導経験のない部活動の顧問を担当しなければならない状況もあり、教職員の負担増につながっております。こうした状況が全国的に課題となる中、先ほど議員もご指摘されたように、名古屋市では教員の負担軽減を目的に平成32年度をもって小学校における部活動を廃止することを決定いたしました。保護者から存続を求める声も大きく、教員がかかわらない形での活動を模索しているとの報道がなされております。働き方改革の側面からいえば、教職員の負担軽減のために部活動を少年団化することは一つの方向性であると考えますし、一方で少子化の進行により将来的に単独校で部活動が維持できない状況も予想される中、学校の枠にとらわれない少年団は、集団によるスポーツや文化活動を継続する選択肢の一つだと考えております。

しかしながら、少年団化を進めることになれば、指導者の確保や保護者の負担増、これまで学校の施設を利用していた場合、施設管理上学校開放するためのハード面での整備などが課題となっており、それらについて今後解消していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁いただいたように働き方改革の側面から教員の負担軽減ということで、少年団化していくというのも一つの方向性であるというご答弁をいただきました。この少年団活動にしていける場合であれ、部活動であれ、私の考えとしては放課後の子供たちの生活の場の一部としては、どちらかの形になるかはわかりませんが、やはり存続させていかなければならない活動の一つだと考えております。そこで、複数校で少年団活動として行う場合、当然保護者への理解というのを求めていかなければなりません、やはり少年団化したからといって教職員はそこに全くタッチをしないというのもこれまたいかがなものかなというぐあいに私は考えておりますが、こういった少年団化を進めていくに当たって指導者の確保について、また管理上の諸経費等について、これがどのような費用がかかってくるのか一度そういった青写真的なものは、少年団化していくということに対して教育委員会としては検討、またはそういった細かい試算的なこともされたことはあるのかお尋ねします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいま再質問ございました試算等、それから指導者等の確保についての教育委員会としての部分については、今まで検討したことはございません。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 教職員にとってみると、部活動の問題が一番負担になるという声を私も聞いているものですから、今後検討されるということはあるのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 この件につきましては、教職員の勤務時間の負担軽減という観点からも検討していかなければならない項目の一つと考えております。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、３点目に移らせていただきます。学校現場と教育委員会の関わりについてお尋ねいたします。

教育委員会から学校への指示、また学校から教育委員会への報告等というのは、こういった形で進められているのか。また、そこには学校現場の教職員の声というのが十分反映されているのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、基本的な学校運営につきましては、学校長の責任のもと行われているということでございます。教育委員会からの指示などにつきましては、限定的というふうに思いますが、全市的な取り組みですとか共通業務については、毎月定例で行われます校長会あるいは教頭会を通じまして各校へ指示、伝達、要請を行っているほか、教職員で構成される会議あるいは研修会などで情報共有がなされているというふうに考えております。ほかにも教育長による学校長との面談、あるいは学校訪問での情報交換などを通じまして意思疎通が図られているものと考えておりますが、ご質問にあるような教育委員会と学校現場の特に一般教職員、これを直接つなぐ情報交換の仕組みというのは特にありませんけれども、現状では校長、教頭が現場の声を吸い上げ、教育委員会に伝達をしていただいているというふうに考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁の中で、現場の先生と教育委員会との直接的な意見交換、また懇談の場的なものはないというご答弁でございましたが、現場の先生方にとっては、子供たちへの指導という面においてはやはり現場というのが生命線の一つであると私は考えております。そういった意味で、校長会、教頭会で現場の声が十分伝わってきて、そこで吸い上げられているのではないかとこのご答弁でしたが、校長、教頭というのは管理職であって、学校全体の管理をしているわけで、果たして教員一人一人の声が十分伝わってきているのかどうかというのがちょっと疑問視するところなのですが、そういった意味では私の考えではありますけれども、現場の先生方が年に１回程度でも教育委員会と直接意見交換をする場があってもいいのではないかと思いますので、お考えについてもう一度お尋ねいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今のご提案でございますけれども、まず一義的には先ほど申し上げましたように学校運営の責任者は校長であるということで、またそれを補佐する教頭がおります。例えば子供たちの指導に関しては、校長が年度初めには学校の経営方針というものを掲げますから、それを定めるに当たっては十分一般教職員との意思疎通は図られているというふうに思っています。ただ、一般教員がどういう場面で教育委員会に物を申したいかというのは、いろんなことがあるのかもしれませんが、組織的に考えるとやはり一義的には校長、教頭、そこを通して教育委員会ということがこれが正しい筋だと思っております。例えば校長、教頭の知らない頭越しに教育委員会にいろいろなことを言うてくる。それを教育委員会が受けて、今度学校長に指導するというのは、これはやっぱり組織としてちょっと筋道が違うのではないかなと思います。ただし、風通しが悪いとか云々という問題で、学校の一般教員がこぞってちょっと問題あるぞというようなことがあるとすれば、

それは教育長からの指導というものがあると思いますけれども、通常の子供たちの指導というものに関しては、やはり学校長を通してということがこれが筋道ではないかなというふうに思います。

○関藤議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 おはようございます。会派みどりの渡邊龍之です。議長の発言のお許しがありましたので、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。

◎ 1、広域行政

1、中空知定住自立圏共生ビジョンについて

まず、1 件目、広域行政。項目として、中空知定住自立圏共生ビジョンについてであります。昨日田村議員も質問をしておりますが、違う観点もあると思いますので、質問させていただきます。

要旨としては、中空知定住自立圏共生ビジョンの期間が平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で、本年は最終年となります。具体的内容等については、その都度協議会で協議を行い、見直しをしています。圏域内全体で共通認識のもと各取り組みがなされていると思います。また、各分野においても中心市が主体的になって他自治体と協定を結ぶ関係であります。協定内容を検討される中で共通意識が十分に共有されて醸成されているのか、まず伺いたいと思います。その中の具体的協定内容について 3 点についてお伺いいたします。

1 つ目として、医療に関しては、救急医療の維持確認での協定内容では乙の役割として必要な協力と応分の経費の負担と記載されておりますが、その詳細についてお伺いいたします。

2 つ目として、福祉に関しては、障がい者福祉の推進での協定内容では甲の役割として地域活動支援センター、相談支援事業所、障害児通所支援事業所における具体的な連携とは何を指すのかお伺いいたします。

3 つ目として、産業振興に関しては、甲乙とも観光振興事業に力点を置いております。地域ブランドの開発として、この中空知をさらに P R をしなければと考えますが、振興に向けての見解をお伺いいたします。

以上。

○議長 長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ビジョンについて答弁をさせていただきますが、ご質問の中で具体的な 3 点のご質問がございまして、基本は各専門部会で議論されている部分もございまして、一括で私のほうから答弁させていただきますことをまずお許しをいただきたいと思いますというふうに思います。

中空知定住自立圏共生ビジョンにつきましては、平成 26 年 7 月に締結した協定をもとに各事業を盛り込んだ計画であり、ご質問の中にありましたとおり、毎年度各専門部会において基本目標や重要業績評価指標、いわゆる K P I でございますが、それと取り組み実績などの確認を行い、各市町の企画主管課長で構成する幹事会、各市町から推薦された有識者で構成するビジョン懇談会、各副市町長会議、各市町の首長で構成する推進会議を経て改定を重ねてきたところでございます。こ

のように複層的に会議を開催しながら各市町間の情報共有を図っておりますので、意識は醸成されてきているものというふうに認識しているところでございます。

具体的な内容でございますが、1点目の救急医療の維持確保対策として行っている具体的な事業につきましては、平日夜間と休日における内科、外科の救急診療を確保する在宅当番医制運営事業、中空知圏域における第2次救急医療を実施する公的医療機関等の安定的な医療体制を確保する病院群輪番制運営事業、小児重症患者の休日及び夜間における第2次救急医療体制を確保する小児救急医療体制支援事業の3事業を推進しているところであり、ルールに基づき各自治体が必要な経費の負担を行っているところでございます。

2点目の障がい者福祉の推進として行っている具体的な事業につきましては、心身の発達や成長のおくれに心配のあるお子さんに対し、家庭や地域で健やかに育っていくための支援を行う障害児通所支援事業、障がい者、障がい児の自立と社会参加を促進するため地域活動支援センターの広域利用を推進する地域活動支援センター事業及び相談支援事業の2事業に取り組んでいるところであり、施設の広域利用を推進しております。

3点目の産業振興では、現在圏域の市町にはそれぞれの地域ブランドがあります。平成28年度に定住自立圏で作成した「ここは、フランスではありません。」というPRムービーでも紹介しているように、それぞれの市町のよいところを持ち寄ることによって中空知ブランドとしてPRに取り組んでいるところであります。振興に向けては、インバウンド観光及び圏域観光ニーズへの対応、長期滞在や回遊性の向上による圏域内の経済効果の拡大や広域観光ルートの開発に向けた取り組みを推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 1点だけ地域ブランドの部分で、各企業等では結構中空知のブランドとしての高い位置を占めているという気がしております。そういう中で、そういう民間の企業が協力して、この中空知という一つのブランドという、そういう企画というか、そういうような考えがお持ちかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 恐らく議員おっしゃられるのは、中空知で新たな一つのものを何かつくるというような多分イメージでの再質問だというふうに思いますが、中空知で一つの新たなものをというのは非常に難しいなというふうにも実は考えております。そういったこともあって、やはりそれぞれの市町で持っている地域資源、もっと言いますと例えば各まちで花火大会を行って、こういったものを一体でそれぞれ参加していただく、そういう企画、あるいは全て回れば一つの地域特産品を景品としてお渡しするとか、そういったような特定の部分だけではなくて圏域で一つのものをつくり上げていく。あくまでも物をつくるというよりも、この地域のよさを醸成しながら感じ取っていただくという部分について現状今回の期間内の計画では進めているということでご理解をいただきたいと思いますが、確におっしゃられるとおりそういうものができればという気持ちもわからないわけではございませんが、現状そういう状況で進めているということでご理解をいただきたいというふ

うに思います。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

◎2、保健福祉行政

1、障がい者の雇用について

2、高齢者の交通手段について

○渡邊議員 それでは、2件目の保健福祉行政に入ります。今月9月は、障害者雇用支援月間ということもありまして、障がい者の雇用についてお伺いしたいと思います。

障がい者の雇用にはいろいろな形態があります。しかし、基本的な考えとしては、障がいのランクだけではなく、障がい者の経済的自立ということが命題だと認識するところであります。そこで、農業においては、高齢化、後継者不足という課題が大きくクローズアップされております。既に聞きなれている農福連携があります。お互いのメリットを考えた場合、双方の関係がうまく機能するのではないかと思います。実績が出るには時間がかかりますが、既にこの農福連携を実践し、実績をおさめている団体もあります。それぞれの課題を克服するにはハードルが高いかもしれません。そこで、当市においてもこの農福連携について一考することが重要と考えますが、見解をお伺いたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 福祉の分野から答えさせていただきますが、農業に限らず働く意欲のある障がい者の方がその特性を生かして働くことは、経済的自立を促して社会的自立につながるものと考えます。そのためには障がい者の働くことに対する不安を取り除き、職場では障がいに対する知識や理解が広がりを見せるなど、解決しなければならない課題も多くあります。通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会の提供を通して、その知識及び能力の向上のための訓練を行う、これが就労支援事業であり、市内にはその作業の一つとして農作業を取り入れている事業所もございます。これら作業を経験することにより障がい者と雇用する側の相互理解が深まり、お互いの不安が解消し、就労につながるものと考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 障がい者と雇用する関係、互いにいい関係を築くということは大変重要なことであり、そこで相互理解を得るために障がい者も雇用側も何がという部分で必要と思われるか。相互関係を高めるために必要な部分は何が必要と考えるかお伺いしたいと思います、この就労支援を含めての関係で。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 お互いの相互理解ということでは、障がいの種別によりましてその方々個人個人が持っている課題、就労に対するハードルの高さも種類も違います。また、事業所においてもその方を雇用する際に求める作業内容、それらとのマッチングが一番重要になると考えております。た

だ、現在恐らく議員がイメージされている農福連携でいえば、農業者の方が障がいの団体、事業所と請負契約を結ぶ、そういった形態というのは滝川市でも過去実施した事例はございますけれども、やはり作業量の提供の安定性等でうまくいかなかったという事例も聞いております。今後におきまして相互理解をさらに進めるためには、それらいろいろなチャレンジを通して、一つ一つステップアップしていくことが重要かなと考えております。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、2項目め、高齢者の交通手段についてお伺いしたいと思います。

高齢者の自動車運転免許証の返納が多く見られます。マイカーでの通院や買い物などされている方々は、なかなか自主的に免許証を返納するとはならない現実があります。しかし、高齢ドライバーによる交通事故は後を絶ちません。家族が心配しないためにも免許証を自主返納して、公共交通機関に切りかえるような事業を展開すべきと考えますが、検討される予定があるのか。また、他市の状況はどのようになっているのか把握されているのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 高齢者ドライバーによる交通事故につきましては、ご質問にありましたとおり、近年の交通事故の特徴として死亡交通事故の件数、死者数に占める高齢者の割合は増加傾向にあります。昨年度内の交通事故死者数148人のうち、65歳以上の方が76人と半数を占めており、また75歳以上が53人という結果になっています。滝川市では、高齢者の交通事故を未然に防ぐことを目的に、老人クラブやサービスつき高齢者住宅へ出前研修会を実施しております。研修内容としては、滝川警察署と連携し、交通事故防止とあわせまして自動車運転免許証の自主返納についても周知を行っているところです。また、滝川警察署管内における自動車運転免許証を返納された件数は、昨年1年間で105件、ことしは1月から8月までで69件となっておりまして、自主返納の周知啓発により高齢者の方の返納に対する意識は高まってきているのではないかと考えております。

自主返納を促す取り組みについてですが、他市でも同じような取り組みが行われておりますけれども、滝川市では75歳以上の方が100円で市内路線バスを利用できる敬老特別乗車証の制度があります。これにより自動車運転免許証の自主返納の推進につながる効果があると考えておりますので、今の段階でそれ以外の事業展開の予定はありません。そのほかの取り組みの他市の状況であります。ことし8月の時点ですけれども、道内35市のうち4市が運転免許証自主返納を促す取り組みを行っておりまして、その内容としてはタクシー乗車券や商品券の交付などというところがございます。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 今市民生活部次長の答弁がありました。その中に敬老パスのご答弁がありました。敬老パスを使えるということは、そこまで行けるという状態を指します、停留所なり、駅なり。けれども、そうでない駅も行けない部分についての対応というのは、この敬老パスだけで十分というふうに認識しているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 そういった敬老パスを利用できないという方に関しては、敬老パスの見直しについても過去数々何度も見直しを図ってまいりました。回数券方式への変更、またタクシー券等との選択、ただそういった制度改革をした場合、現在の利便性はさらに大きく低くなるということから改革を見送った過去の経緯がございます。また、現在滝川市では重度障がい者の方のタクシー利用の助成事業、これも市内では36名の方、また介護度3以上の方で一般のタクシー等も利用できない方はリフトつきタクシーの利用助成事業、15人の方がご利用いただいております。現在これ以上の拡充の予定は今のところございません。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 交通弱者という部分でのいろいろな考え方があるということで質問させていただきました。

◎3、教育行政

- 1、学校・家庭・地域の連携について
- 2、教育委員会制度について
- 3、指導が不適切な教員の対応について
- 4、教職員の健康について

それでは、3件目、教育行政。1項目めとして、学校・家庭・地域の連携についてお伺いしたいと思います。行政が自主的に行う地域の実情に応じた学校、家庭、地域の連携協力によるさまざまな具体的な取り組みを促進するために事業がそれぞれ展開されております。その中の学校支援地域本部、放課後子ども教室、家庭教育支援などは、地域住民の参画により子供たちの教育を支援する取り組みの推進に向けて行っており、効率的、総合的に実施されていますが、この連携、現状での課題と対応についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまご質問がございました学校、家庭、地域の連携に関して答弁させていただきます。

現在本市におきましては、学校支援地域本部事業ではボランティアの方々の協力によって水泳、スキー学習や夏冬休みの学習相談等を行っております。また、放課後子ども教室では、児童厚生員による勉強、スポーツ、文化活動の指導を行っております。さらに、家庭教育支援では、教育委員会のほうに関しましては社会教育課による望ましい生活習慣や情報モラルにかかわる啓発活動を行っております。これら子供たちの教育を支えるさまざまな取り組みを行っておりますけれども、特に教育委員会が所管しております学校支援地域本部事業では、学校からの教育活動の支援に関するやや一方的なお願いが中心になっていることが課題となっております。これからは、学校と保護者、地域住民が互いの情報や課題を共有し、共通の目標やビジョンを持って連携協働しながら、双方向で子供たちの学びを充実させることが重要と考えております。そのため本市におきましては、次年度からコミュニティ・スクールの導入を目指して仕組みづくりを取り組んでおります。今後はコミ

ユニティ・スクールをもとに組織的、継続的な体制を構築し、学校、家庭、地域が一体となって社会総がかりで子供たちを育てる取り組みを展開したいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 ぜひその連携をうまく機能させるようにしていただければと思います。

次に、教育委員会制度についてお伺いしたいと思います。平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されております。この改正により新教育長が名実ともに教育委員会の代表者となり、他の委員より権限が強くなっております。そのため教育委員による教育長のチェック機能が求められるところです。そこで、教育委員は会議の招集請求、教育長が委任された事務の管理、執行状況の報告義務をきちんと受けているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 教育委員会制度のご質問でございます。法律改正前の従前の制度でいきますと、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいですが、非常勤の委員を中心とする教育委員会ではいじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていないといったことがありまして、平成27年に改正されたという経過でございます。改正後の教育委員会制度における教育長は、法律上の定義でいきますと教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとしたことで、教育行政の第一義的な責任者であることが明確にされたところでもございます。教育長が教育委員会の代表者となり、その権限が他の教育委員と比較して大きくなったことを受けまして、ご質問にありましたような教育委員による教育長のチェック機能を強化する観点から、教育委員定数の3分の1以上からの会議の招集請求ですとか教育長が委任された事務の管理執行状況の報告義務、これに関する規定が新設されたところでもございます。

教育委員からの会議の招集請求というのはこれまではございませんが、教育委員による教育長のチェックという部分でいきますと、例えば教育行政執行方針ですとか教育推進計画、これの重要なものにつきましては事前に協議の場として教育委員協議会というものを招集しまして、委員間で内部協議をして、それから教育委員会に議案として提案をするというようなことで取り進めております。また、教育長が委任された事務につきましては、教育行政報告ですとか事務報告という形で毎月開催されます教育委員会会議で報告を行っているところであるという状況でございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、3項目め、指導が不適切な教員の対応についてお伺いしたいと思います。

新聞報道では、いろいろと報じられております。その中でも大変厳しい事象が多くあると認識しているところでもあります。そういう中で、学校教育の直接の担い手である教員の資質能力が求められます。教員としての確かな人材を確保することは、重要な課題であると考えているところでもあります。児童生徒との適切な関係を築くことができないなどの教員の存在は、児童生徒だけではなく保護者等からの学校への信頼を損なわせるものと考えます。平成26年の地方公務員法の改正では人事評価制度が導入され、能力や実績に基づく人事評価が明記されております。このような指導が不適切な教員に対しての対策となっているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

平成26年の地方公務員法の一部改正により、平成28年度から現在の学校職員人事評価制度が導入されました。この評価制度におきましては、能力評価と業績評価の2つの評価の実施をしております。能力評価とは、校長等の評価者が年度末に学校職員一人一人の職務に関して個々の意欲や能力に関する項目について評価するものでございます。もう一つ、業績評価のほうなのですが、こちらのほうは1年を2期に分け、学校職員がそれぞれの評価期間の自己目標や目標達成のための取り組み方法を設定し、校長等の指導、助言を受けながら取り組みを行い、期末に目標の達成状況などについて自己評価を行うとともに、校長等の指導、助言を受け次期の取り組みに生かしていくものでございます。

このような制度を通しまして、学校職員の意欲の向上、資質能力の向上を図るとともに、各学校におきましては日常的に校長等が授業参観を行い、児童生徒の学習の様子や教員の学習指導の様子を見守る中で、教員による一方的に進める授業や児童生徒への一方的な命令、叱責等、いわゆる指導力不足から生じる不適切な言動の防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 人事管理は大変難しいと思いますけれども、そういう中でいろんな対応をなされているということで確認させていただきました。

次の4項目め、教職員の健康についてであります。昨日の荒木議員、本日の関藤議員も働き方改革という部分の視点での質問がございました。そういう中で、ちょっと違った別な視点からの質疑となりますので、よろしくお願いしたいと思います。

要旨としては、学校教育は教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものと解するところでもあります。教職員が心身ともに健康で教育に携わることが大変重要と考えます。しかし、教職員の勤務時間、業務量が増加傾向にある現状においては、教職員の精神的不調が社会的な課題となっております。不調の原因には教員間の残業時間のばらつきや学校管理職との考え等のギャップなどいろいろなことが考えられますが、早急な対策を講じることについての考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

昨日の荒木議員、それから本日の関藤議員にお答えしました答弁については省かせていただきますけれども、そのようなことでまず負担軽減を図りながら、教職員の精神的不調の対策の部分に関しましては、本年4月、北海道教育委員会がメンタルヘルスに係るハンドブックを改訂しております。各学校におきましては、そのハンドブックを活用しながら、メンタルヘルス研修に取り組んでおります。さらに、メンタルヘルス関連事業としましては、さまざまな健康相談やセミナーが行われており、管理職対象のセミナーもありますことから、今後積極的なそれらの活用を呼びかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 本年からのメンタルヘルスの活用、また関連事業のセミナー等ということで、ただいまの答弁で呼びかけていくというふうなご答弁があったと思うのですが、この予防的な取り組みとして具体的にどのようなことがなされる、ただここではセミナーというふうに答弁ありましたけれども、具体的な内容というのがもしわかればご答弁願いたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

メンタルヘルスの研修等の内容ということですが、まず先生方の心身の変調、こういうようなことに気づくためのポイント等がありまして、例えば行動の様子とか、それから会話、そういうようなところの変調があった場合はどのような声かけをしていったらよいか、そしてそのような事例があったときにはどのような相談機関があるか、そのようなことについて書かれているものもありますし、具体的な事例が出ているものもさまざまあります。また、管理職セミナーのほうは、管理職としてどういうところに気をつけながら日々先生方を指導したらいいか、そのようなことについて具体例を挙げながら研修を進めていると伺っております。

以上でございます。

○渡邊議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

館内議員の発言を許します。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。議長のお許しをいただきましたので、項目にのっとって質問させていただきます。

◎1、市民行政

1、エイズウイルス（H I V）の周知について

2、高齢者サークル活動について

今回は、市民行政について2点質問をさせていただきます。まず、1つ目の項目がエイズウイルス（H I V）の周知についてお尋ねをいたします。エイズウイルス感染は、かつては不治の病と呼ばれておりまして、エイズパニックと呼ばれてから30年経過しております。当時は、雑誌や新聞などで取り上げられまして、国民全体に不安が広がったという記憶があります。しかし、現在は医学の進歩によりまして、治療で症状をコントロールすることでH I Vに感染していない人と変わらない生活を送ることができています。しかし、H I V感染者やエイズ発症患者に対する誤解と偏見がいまだにあると思われます。本市では、誤解と偏見がある状態を見逃すことはないと思われますが、今後市民に対してどのような周知を行うのかお伺いいたします。

○議 長 館内議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 厚生労働省は、エイズに関しまして不治の特別な病からコントロール可能な一般的な病への疾病概念の変化に応じた施策を展開しております。感染予防法に基づき策定されたエイ

ズ予防指針に沿って、普及啓発及び教育、検査、相談体制の充実、医療の提供の３本柱で対策を行っております。

滝川市におきましては、広く市民に正しい知識、情報を提供することを目的に滝川市立図書館と滝川保健所が連携し、６月のＨＩＶ検査普及週間、１２月の世界エイズデーにあわせた企画展示を行うほか、保健センターが実施する小中高校生、ＰＴＡを対象とした思春期教室等さまざまな機会を利用し、若い世代からエイズを初めとする性感染症の正しい知識、情報の普及啓発に努めているところです。また、滝川保健所におきましては、専用電話を設けて検査、相談体制の充実強化を図られておりますので、これまで同様保健所との連携を深め、誤解、偏見解消のため正しい知識、情報の普及に努めてまいりたいと考えております。

○議 長 館内議員。

○館内議員 道の保健所との、図書館との連携ということで、非常に周知が取り組みが進んでいると思いましたが、児童、学生に対しては周知が進みやすいのかなと思ったわけなのですが、しかしその親の世代とかその上の世代になってきますと、なかなか新しい情報が入ってこないのかなというふうに私は思いました。

実は、私の友人でエイズウイルスに感染している方が数名いらっしゃいます。その方々の話を聞きますと、非常に深刻な悩みがあるわけで、例えばカミングアウトした場合になかなか周知されていないということで、いまだに誤解と偏見が取り巻いているという状況を聞かせていただきました。そういう中で地元で生活ができなくなってしまい、受け入れてくれるコミュニティを探すために大きなまちに転出するという話も聞いております。そこで、副市長にお伺いしたいのですが、今後さらに周知を進めていくために、またそういう実際感染者に対しても本当に住みやすいまちづくりにしていくためにどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議 長 副市長。

○副市長 館内議員さんから子供たちにちゃんと周知徹底になっているということで評価いただいているところでございますけれども、大人ですから情報はとろうと思ったら何ぼでもとれるというふうに考えております。それは勉強する、勉強しない、社会通念上これ以上どういうふうに広げたらいいかという部分もあるのですが、それは個々の問題でもありますし、これ以上大きく、うちとしては最大限努力しているというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議 長 館内議員。

○館内議員 続いての質問に移させていただきます。続いては、高齢者のサークル活動についてお尋ねをしたいのですが、各地区のコミュニティセンターで高齢者向けの自主サークル運営がされているか、また何団体あるかということと、また高齢者福祉の視点から、観点から自主的に継続されているサークルがあると思われますが、活動の経費、例えば会場使用料金の一部に対し補助するような仕組みがあってもよいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者向けの自主サークルにつきましては、コミュニティセンターだけでなく市内公共施設全体で６０歳以上の方のみで構成されているサークルは、１２３団体が活動されてお

ます。サークル活動費の補助につきましては、事業の優先順位や費用対効果など、総合的に見定め
た上で行っていかなければならないと考えておりまして、現時点では考えておりません。高齢者福
祉の観点からは、介護予防の推進を図るため、サークル活動に限らずさまざまな活動に取り組んで
いただくことが重要だと認識しております。介護予防の取り組みであるいきいき百歳体操教室や昨
年度開始いたしましたボランティアポイント制度の取り組みなどを初めとして、今後においてもさ
まざまに支援を進めてまいりたいと考えております。

○議 長 館内議員。

○館内議員 ご答弁ありがとうございます。

高齢世代がどんどん増加しているという中で、多様な生活をされている高齢者の方々がふえてき
ていると私は感じております。老人クラブに加入される方もいらっしゃるし、また加入がなか
なか進まないという話も聞いております。そういう中で自主的にサークルをつくり、楽しんでいる
という方もいるわけで、またその中でも生涯学習の講座に参加して楽しむという方も中にはいらっ
しゃいます。そのように今言ったように多様化されている中で、やっぱりそういう長期継続的にサ
ークルをやっていききたいという方はたくさんいらっしゃると思うのですが、この部分は市長にお
尋ねしたいと思いますが、生きがいくくりということで本当に高齢者の方々にさらに生活を楽しん
でいただくために市長としてのお考えをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 館内議員の再質問でございますけれども、先ほど部長のほうから答弁させていただ
いたとおりたくさん団体があるわけでございますし、今ほどお話がございましたとおり福寿大学さ
んがリブラーンのほうと協力していただく等さまざま変化をしております。それぞれが生きがい
を求めてやっていただいて、その自主性には非常に私も脱帽する限り、本当にすばらしい方々だ
なと思っている次第でございます。しかしながら、それを全て応援していくとなると、いろんなサ
ークルもあるわけでございますので、優先順位、また費用対効果を含め、また高齢者の皆さんのみ
ならず多くの文化系団体もあるわけでございますので、どなたを応援すればいいのかというのは非
常に難しい問題でございます。しかしながら、精神的な面からさまざまなサークル活動を応援して
まいりたいというふうに思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。よろし
くお願いいたします。

○館内議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして館内議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。傍聴の方、本当にご苦労さまです。一生懸命質問をした
いというふうに思います。

◎ 1、行政全般

- 1、改元にともなう文書の表記について
- 2、障がい者雇用について

まず、行政全般ということで改元にともなう文書の表記についてお伺いいたします。来年4月30日に天皇が退位し、5月1日の新天皇即位の日が改元の日になります。市政にかかわるさまざまな資料は、元号が使われております。市民は、家族の年齢を数えたり、次の周年記念日は何年かなどを考えると大変苦勞をしております。例えば広報たきかわは、表紙の発行年に西暦を使っています。しかし、滝川市人口ビジョンでは、将来予測は西暦のみか元号併記なのに、過去と現在については元号のみとなっており、20年後に読み返したときに苦勞するだろうだなどと思うものもあります。滝川市の統計は全て元号なので、見づらさを感じます。そこで、今後は中長期計画書などについては西暦、元号を併記するなどすることで、換算したり、早見表を見なくても何年前か、何年間かなどについてわかりやすい広報、周知、連絡文書になると思いますが、考え方や計画を伺います。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 現在滝川市に限らず、国を初め多くの団体等で公文書や資料等において元号表記が採用されているところでございますが、ご指摘のとおり、元号表記のみでは年数計算が煩雑になるといったケースもございますが、そのことだけをもって西暦と元号の併記を取り入れるということではなく、それぞれの記述の意義や前後関係、全体のバランス等を勘案し、国や他の自治体の動向も踏まえながら、より市民にわかりやすい表記の選択を心がけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ここで誤解されている方がいればまずいので、若干ご説明いたしますが、日本共産党は憲法の全てを守るということで、元号と天皇が直接全てが結びつくということではございませんが、第1条から第8条までについては日本共産党も全面的に実施すると、そういうことですので、元号がだめだよという、何かそういうイメージ、意思是全くございませんので、わかりやすさということのみに私は指摘をしているわけです。

そこで、今の答弁は非常に無難な答弁ではあるのだけれども、私は例えば滝川市史を見ました。そうすると、明治以前については万延とか安政とかそういったものが登場するのです。必ずそこには西暦が書かれております。しかし、明治以降は西暦併記されておらないので、やはり何年前かというのは、世代にもよると思うのですけれども、私は例えば昭和生まれなので、昭和は元号のほうがいいと。しかし、それは平成の方にとっては、昭和のことを元号で言われたら本当にわからないのだというようなこともございますので、再度無難な答弁ではなくて、要するに来年5月以降はまた1つ元号が生活の中に入ってくるということですから、よりわかりやすさについて考えた市政執行ということで、もう一度お伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 清水議員の一番最初の質問に率直にお答えを申し上げたつもりでございますので、特に後でつけ加えていただいたものについては清水議員のお考えということで承りますが、基本的に既に発行されたものについては、これは現状で今どうするかということではございませんが、

これからの部分については、先ほど答弁したとおり、市民にわかりやすい表記をやはり考えていかなければならないだろうというふうに思っています。今国のほうも例えば運転免許については西暦に変えていくとか、そういう動きもございます。ただ、計画は基本的に滝川市だけの計画という部分もございますが、ある程度上位、例えば国や道でつくった計画に基づいて自治体がつくるようなものもございますので、こういったものは連動した中身でないとかえって見づらいという部分もありますので、そういったことも含めて市民にわかりやすい表記に心がけていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この話だけで一般質問しているわけではございませんので、これからについてよりわかりやすいということで理解をいたしました。

次、障がい者雇用ですが、多くの中央省庁が雇用する障がい者の人数を長年にわたって実際より水増しした数字で公表していた問題が深刻な広がりを見せています。都道府県や大きな市などでも見つかっています。一方、滝川市は問題ないと聞いて安心をしております。しかし、障害者雇用率制度、障害者雇用促進法に基づいた地方自治体の雇用実態については、概要等が公表されておられません。そこで、以下について伺います。

1点目として、対象障がい者数と正職員、臨時、嘱託職員の内訳、2点目として対象雇用者数とその内訳、3点目として市は正規職員、臨時職員、嘱託職員の採用の試験及び選考では特別枠を設けていないとしております。毎年ではなくても長期的な障がい者雇用率の計画を持ち、随時に枠を設ける考え方について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 当市におきましては、障がいのある方にもその有する能力を有効に発揮して、安定して働いていただけるよう障がい者である非正規職員について1年を超える期間で勤務していただくこととしております。先日滝川公共職業安定所に提出させていただいた障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく通報についても、書面に1年を超えて引き続き雇用が見込まれる者を対象とする旨の記載があることから、障がいを持つ正規職員4名に加え、嘱託、臨時等の非正規職員8名についても算入の対象とさせていただいているところでございます。

対象となる雇用数、すなわち通報における常時勤務する職員の数についてのご質問でございますが、正規職員に障がいを持つ嘱託、臨時等の非正規職員8名を加え、総数699名を分母として報告させていただいております。この内訳につきましては、市立病院が348名、その他の市長部局及び教育委員会で351名となっております。

なお、今月5日に滝川公共職業安定所より国の行政機関同様再点検するよう依頼があったため、現在内容を再確認しているところであります。

枠についてのご質問もございましたが、現在障がい者雇用につきましては選考時において特別枠の設定はございませんが、採用時より継続して勤務していただくことを前提に考えているところであります。また、直近では障がいをお持ちの新規学卒者を職員として採用した実績もあり、障がい

の有無にかかわらず、意欲と適性のある方がその持てる能力をいかんなく発揮し、共生できる職場となるよう職員の理解を深め、雇用の確保に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 分子に当たる障がい者は、4と8ということで伺いました。分母が699ということは、単純にやったら2パーセント切りますよね。障がい者雇用率2.5だというふうに思いますので、何か答弁に違いがあるのかなと思うのです。私の聞き間違いでしょうか。正職員4名、臨時、嘱託職員それぞれ8名ということですか。もう一度確認します。雇用率は幾らで幾らだということでお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、障がい者の数でございますが、正職員4名、臨時職員8名の計12名なのですが、障がいのうち制度上重度障がいの方については、1人で掛ける2というカウントをされます。そういったことがあって滝川市においては、障がい者雇用率を超えているということになります。また、分母が655という部分でございますが、制度上市長部局といいますか、市と教育委員会は別々の報告義務者になってございますので、その分で単純に688ということではなく、それぞれ市長部局でいえば3.3パーセント、教育委員会でいえば3パーセント、2.97ぐらいなのですが、3パーセントという状況になっているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 正職員が4名、嘱託職員がゼロ、臨時職員が8というご答弁でした。正職員と臨時職員の年間報酬の差は恐らく3倍以上だというふうに思いますが、この障害者雇用促進法の間精神というのは、障がい者の雇用について待遇を含めて公平にしていこうという大目的があります。その点では正職員は、分母は当然多いわけですから、率にすると、そういう計算をされたかどうかわかりませんが、正職員は障がい者雇用率が低く、そして臨時職員は非常に高いということがあるのではないかと思います。そういうことを踏まえて、新規卒者で障がい者を採用したこともあるということは今お伺いいたしました、帯広市は正職員でも枠をつくっております。正職員の障がい者雇用率をふやしていく考えというのがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 正職員の障がい枠をふやす考えがあるのかという多分再質問だというふうに思いますが、障がい者雇用率をまず遵守するというのが基本でございます。ですから、先ほども答弁いたしましたとおり、通常の採用職員の中でも障がいを持った方が市の採用試験を受けてきても、その意欲と能力を十分勘案して採用してきている実績もございますので、現在のところ新たに障がい枠を設けて採用するという考えは特に持っておりません。引き続き同様の考え方で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 それでは、12時となりましたので、この辺で昼食休憩とさせていただきます。再開

は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時57分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

清水議員の一般質問を続行いたします。清水議員。

◎2、福祉行政

1、特別障害者手当について

○清水議員 それでは、2件目、福祉行政に入ります。

まず、特別障害者手当ですが、日常生活に常時特別介護を必要とする障がい状態にある20歳以上の在宅の方に対して特別障害者手当制度があり、2017年度は53人が受給しています。これは、身体障害者手帳などの障がい者の等級や要介護認定の基準とは別のものです。ここで要介護度の高い方で、申請すれば対象になる方が制度を知らないために受給していない状況があると言われてしています。現状と制度を知らずに受けられていない方がないように対応を求めます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 特別障害者手当制度につきましては、市のホームページや広報たきかわへ掲載しているほか、障害者手帳の交付時には窓口職員が各種障がい福祉サービスを紹介するしおりを手渡し、説明をしております。また、今年度は、広報たきかわへの制度周知の掲載文もわかりやすくなるよう見直しも行いました。これにあわせ、ケアマネージャーなどに対しても介護事業者の事業所ネットワーク会議に際し制度説明を行うなど、制度を知らずに受給できない方がいないよう対応してまいりたいと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁によりますと、ケアマネジメントワーク会議、ちょっと名前違うかもしれませんが、などに周知等対応したいというご答弁だったというふうに思いますが、これまでのところ身体障がい者あるいは知的障がい者という方々に比べて、要介護、高齢による要介護が進んだ方で常時寝たきりとかそういった方々については、この特別障害者手当がまだ行き渡っていない可能性があるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現在市内で要介護度が5の方で在宅の方が約20名いらっしゃいます。その方々が恐らくは該当するとすれば対象になるかなと思いますが、ただこの手当につきましては単純に他の疾病による、老化による寝たきりですとかそういった場合は該当にはなりません。あくまでも脳梗塞による四肢麻痺等による寝たきりですとか、そういう障がいの状態にあるということが要件になります。ですから、要介護度が重い方イコール特別障害者手当の対象でもございません。また、個別にご案内を差し上げたいところではございますけれども、要介護認定申請書にご本人及び家族

から同意をいただいている内容は、介護サービスの利用に限定されております。ですから、重度の要介護の方にその介護状況を利用して個別の説明文、案内を送るということは現在ちょっとできないこととございます。ですから、議員がおっしゃるように漏れが確実にないとは現状申し上げられませんけれども、その漏れがないように周知に努めてまいりたいと考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 方向性については、大変明快地に答弁されましたので、これから進んでいくのかなということで、要介護状態の方について漏れているという話が大変多いのという質問でしたので、今後進めていただきたいと思います。

◎3、江部乙地区について

- 1、江部乙地区の中学校のあり方に関するアンケート結果について
- 2、総合計画、都市計画マスタープランとの関係について
- 3、江部乙地区等の子育て世代居住促進策について

それでは、3件目、江部乙地区について伺います。まず、1点目、江部乙地区の中学校のあり方に関するアンケート結果について、1点目として江部乙地区の中学校のあり方に関するアンケート調査結果が8月の総務文教常任委員会で報告されました。江部乙中学校の今後のあり方について寄せられた1歳から小学校のお子様を持つ保護者69世帯からの回答は、非常に貴重と考えます。来年度末に策定する次期小中学校適正配置計画にどのように反映するのか伺います。

また、今回は特に統合した場合のデメリットについて聞きます。スクールバスの時間について30分以内と回答された方が8割近いことから、30分を基本に1時間が限界と判断されていることは伺えると分析しています。実際にはどれぐらいかかるのか伺います。

なお、中段の配置にどのように反映するのか伺うということについては、質問のような文章ですが、ここは質問ではなくて、そういうことを伺うということで下4行、これが質問の内容だということとでよろしくお願いいたします。

○議 長 ただいまの清水議員の質問でございますが、このちょうど中段の適正配置計画にどのように反映をするのか伺うという質問はしていないということとよろしいのですか。清水議員。

○清水議員 通告した後に教育委員会と通告の内容について聞かれたときに、私は今回のアンケート調査の結果のまとめが非常に次期の計画に向けた姿勢はそれ見たらよくわかるので、ここは直接聞かないよということと言いましたけれども、それが十分伝わっていなかったというのであれば答弁していただくことについては差し支えありません。

○議 長 そしたら、答弁側でお願いします。教育部長。

○教育部長 前段からお答えさせていただきますけれども、アンケート調査、これは貴重なご意見でございます。ですから、これらを含めて33年度からスタートします次期適正配置計画、この中で十分にわかりやすく、そして他の学校についてもお示しをしていきたいと。具体のものはまだありませんけれども、そういう考えで進めていきたいということです。

次に、スクールバスの関係でございますけれども、まだ通学方法、これを検討している段階では

ありませんので、具体的なルートですとか時間というものはお示しできる状況にはありませんけれども、仮に現状ではということでお答えしますと、今3系統で江部乙地区でスクールバスを運行しておりまして、例えば小学校経由で中学校、中学校経由で小学校までというようなコースでありますけれども、自宅から江部乙小学校まで今最も時間を要する生徒で、細かいですけれども、約33分というふうに押さえております。仮に江部乙小学校から江陵中学校までの所要時間15分というふうに見込みますと、おおむね48分、50分ぐらいというように今の状況では押さえておりますけれども、これが実際に統合する段階においてどのようになるかというのはまだ今後のことということでお答えをさせていただきます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 検討段階ということで仮にというお答えをしていただきましたので、これについてはこれ以上質問することはいたしません。

次に移ります。総合分析では、江部乙地区の中学校への通学を希望される方は6割以上に上り、地域校の存在の大きさが読み取れる結果となりました。しかし、生徒数減少に伴い、現実的な教育環境としては統合を選択する傾向が確認できると分析しています。また、統合はやむを得ない、一定の生徒数を下回れば統合すべきと64パーセントの方が答えています。生徒数の減少について2019年度に50人を下回り、2026年度に30人を下回ることが予想されています。

1点目として、市内の他の3中学校よりかなり高い減少率の想定ではないのか。

2点目として、8年間に中学1学年から3学年までの20人の減少は、子育て世帯数では何世帯程度の減少となると想定しているのか。

3点目として、全市の1歳から小学校6学年までの子を持つ世帯数について伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、1点目の市内の他の3中学校より減少率が高いのではないかとということでございますけれども、各中学校におきまして江部乙地区と同条件での推計はしておりませんので、この場合実績で申し上げさせていただきます。平成25年と30年、これを比較した場合の減少率でございますけれども、江陵中学校で18.23パーセントの減少、明苑中学校で0.76パーセントの減少、開西中学校で23.44パーセントの減少、江部乙中学校では41.86パーセントの減少という実績があります。したがって、江部乙中学校は他よりも高いという結果が出ております。

2点目のご質問ですけれども、8年間で20人の減少、これが子育て世帯では何世帯かということとありますけれども、この20人というのはあくまでも中学校の生徒、これの減少の推計でございます。したがって、子育て世帯で何世帯に当たるのだというところまでの推計はしていないということになります。

続きまして、3点目の全市の1歳から小学校6年生までの子を持つ世帯数、これにつきましては平成30年の4月1日現在でございますけれども、滝川市全域で2,171世帯というふうに押さえているところでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁で、江部乙中学校に通う子育て世帯がこの5年間だけとると本当に大きい減少率だということが誰の目にも明らかだというふうに思います。5年間に、これは中学校の生徒数ですけれども、中学校の生徒数だけですが、41.86パーセントというのは、やはり1地域が地域のコミュニティが大きく変質しているというか、小さくなっているとかというよりも質的にも変わってきているという、そういうことなのだろうというふうに私は考えます。

一方、市内の世帯数は2,171世帯ということで、これは1歳から小学校6学年ですけれども、全世帯数の約1割となります。現在江部乙地域では1歳から小学校6年生までの世帯数は全部で78世帯ですから、78世帯に対して124名、倍まではいきませんが、1世帯当たり1.7人とかそういうことだというふうに思うのです。そうすると、逆算すると20人ということになると十二、三世帯減るということが、これは中学校だけですから世帯数まで言えるのかどうか分かりませんが、それにしてもこの状況がずっと続いていくということを言っているのだと、私はそういう分析をします。江部乙地区の子育て世帯がここまで減るというのは、江部乙地区の年齢構成が本当に質的に激変しているというふうに捉えることができるのではないかとということについてお考えを伺います。

(何事か言う声あり)

○議長 長 それでは、続けて清水議員、質問してください。

○清水議員 失礼いたしました。教育委員会の質問では、余り人口だとか世帯だとかそういったことについては深掘りしないということで通告をしておりましたので、今の質問はまず一回取り消します。

次、2点目、総合計画、都市計画マスタープランとの関係について伺います。ただいまのご答弁のように江部乙地区の中学生以下の人口が減って、激減していくことは統合の是非にとどまらず、将来的には中学校がないとの理由で子育て世代の居住が激減する可能性があるのではないかと。地域居住者がさらに減少し、高齢化が進めば、生活や産業、コミュニティなどに対する影響は多大と考えます。総合計画では、便利な市街地の周りに美しい農村景観の農業地域が広がる都市部と農村部が調和したまちという特徴を生かしながら、これまで培ってきた優位性や地域特性をまちの魅力として磨き育て、郷土滝川に愛着と誇りを持てるまち、誰もが滝川市に行ってみたい、住んでみたいと思われるまち、世界の人々が行き交い、多文化が共生し、集客、交流によるにぎわいと活力のあるまちを市民、団体、企業、行政が思いを共有し、総力を挙げて目指していきます。また、都市計画マスタープランでは、江部乙地区の人口は減少が続き、高齢化が急速に進んでおり、本市内の地区で最も高い4割を超える高齢化率となっています。また、人口の減少が続くと今後さらなる未利用地の増加も懸念されますとあります。2つの計画は、江部乙地区の年齢構成や都市部と農村部の調和を保つことを強調しています。中学校の適正配置のために人口維持と子育て世帯の居住促進策を実行することは、市政の正念場と言えるのではないかと、考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 総合計画におきましては、江部乙地域を地域住民が主体となって地域振興にみずから取り組むモデル地域と位置づけ、行政と地域住民が協働で地域課題の解決に向けた取り組みを進め

ることとしております。こうした観点から、江部乙地域ではこれまで江部乙まちづくり研究会を行政参加のもと開催したほか、「日本で最も美しい村」連合への加盟を実現するなど地域のアイデンティティーの確立と知名度の向上を目指して、地域みずからの取り組みを進めてこられました。また、國學院大學北海道短期大学部との連携の中で、江部乙まちづくりコミュニティ行動隊による駅舎の利活用が進むなど、地域のご努力によって地域活性化策が展開されております。このような取り組みの積み重ねは、総合計画に書かれております地域資源などを生かし、若い世代の居住、コミュニティ維持、交流人口の拡大につながっていくものと考えております。市におきましては、第2期の住生活基本計画を策定したところであり、江部乙地区の江南団地については民間事業者と連携して、低家賃の子育て支援住宅やサービスつき高齢者向け住宅等に再編することを目指しているほか、児童館機能など使いやすさを考慮した江部乙地区コミュニティセンターと農村環境改善センターの集約化に向け、現在地域の皆さんと話し合いを進めているところでもあります。

また、全市を対象とした制度ではございますが、子育て世帯向け住みかえ支援制度や新築住宅助成制度を実施しているほか、10月からは妊娠期から子育て期にわたる総合相談窓口と切れ目なく母子保健と子育て支援のサービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センター事業を保健センターにおいて開始する予定でもあります。現状においては、地域を限定した子育て世帯の居住促進策の創設は予定しておりませんが、ただいま申し上げました子育て施策の利用促進を図りながら、地域の魅力向上に向け、地域、行政協働の取り組みを引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 総合計画は、2012年度からですから既に6年間経過していると。まさにその6年間の間に江部乙中学校の生徒数が41パーセント以上激減しているということは、では総合計画に照らしたらどうなのかということなのですが、総合計画の16ページ、基本目標に豊かな資源を生かした魅力あふれるまちづくり、この中に施策の方向として、2、地域みずから取り組む地域振興事業の推進となっております。短いので、読みます。地域資源などを生かし、若い世代の居住、コミュニティ維持、交流人口の拡大など地域住民が主体となって地域振興にみずから取り組む個性的な地域づくりを推進する。非常に短い文章です。今の部長のご答弁では、後半の地域住民が主体となって地域振興にみずから取り組む個性的な地域づくり、これについては行政も、市も大変力を発揮をされ、住民とともにまちづくりをするということは、これは私成功しているというふうに評価をいたします。しかし、やはり年齢構成、世代構成、これが崩れることは、江部乙地域の質が保てなくなるということを2つの計画では言っているわけです。その点で、ここにはっきり書かれております若い世代の居住、コミュニティ維持、コミュニティ維持まで言うといろんなこと入ってきますので、若い世代の居住については総合政策ではうまくいっていないということが明確に言えるのではないのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 若い世代のという再質問でございますが、人口減少自体江部乙地区のみならず市全体

が人口減少という状況にある中で、先ほど答弁で申し上げましたとおり、居住まではいかないまでも國學院の短大部の学生さんが江部乙駅の建物を利用してさまざまなコミュニティ活動を推進していただいたり、あるいは全市的な制度ではございますが、子育ての住みかえ支援制度なども行っていく中で、現状としてはちょっとどれだけの若い世代が入ってきたかという詳細まではわかりませんが、江部乙地区の住宅についてもこれまで登録物件の中で売買あるいは賃貸という中では6件ほどの実績もあるというふうにも聞いておりますので、この中で本当に若い世代が何世帯入ってきたのかという詳細まではちょっと把握し切れていませんが、少しずつそういう制度の中で江部乙に新たに居住していただくような、またその6件の中では市外から来られた方もおられるというふうにも把握しておりますので、そういった地道な取り組みをやはり続けていく。その中から議員がおっしゃられた若い世代、あるいはそういうお子さんを持った世代が少しずつ住みかえといいですか、住んでいただけるような形を、そういう環境づくりを進めていきたいというふうに考えております。その中で、先ほど申し上げました改善センターあるいはコミュニティセンターの統合だとか基本的にそういう魅力づくりをきちっとしていく、これは行政だけではなくて地域住民の方の意見も一緒に反映しながら、協働しながら進めていく中でよりよい方向に結びつけていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 何のための総合計画かというふうにはやはり言わざるを得ないです、今のようなご答弁では。滝川市、空知全体が人口減だということと江部乙の若い世代、子育て世代の激減というのは、これは同じ範疇で、同じようなものだというふうにはとても言えるものではないというふうに思うのです。もちろん空知の農村部は同じような傾向だということは言えるのかもしれませんが、しかし、滝川市が少なくとも総合計画で都市部と農村部が調和したまちづくりを言っている以上、そこでは農業の担い手、また農業を資源として観光の担い手、またそういった観光とあわせた商業など他の産業の担い手、こういった方々が地元に住まないと、そういう江部乙の魅力を発揮できないというふうに思うのです。そういう点で今頑張らないと、一度どんと減ってしまうともう盛り返すなんていうことにはならないよという意味で私は滝川市政の正念場と言えるのではないかと、本当に要するに帰るところができないところまで今くるのではないのでしょうか。そういうことを私言って、その意味で今子育て世代の居住促進策を江部乙を特別に捉えてやらないと、チャンスは前から来るのです。チャンスというのは後ろに髪がないらしいです。そういう言い伝えがあるのです。振り返ってつかんでも髪がないので、チャンスは逃げるというふうにいるのです。今まさに江部乙は前からチャンスが来て、もうすぐ真横に来るような状態にあるのだというふうに私は思うのですが、市長、この点どのようにお考えでしょうか。

○議 長 本日の冒頭も申し上げておりますが、質問は簡潔にというふうに申し上げておりますので、その点のご留意をお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○議 長 今清水議員も発言はありましたけれども、正念場ではないかという表現を先ほどの質

問でも使っておりましたから、まだこの要旨の1のところにあるかなというふうに私は理解しておりました。市長。

○市長 清水議員のいろいろと憂いというのは十分理解しました。私もそのように思うわけでございます。ただ、今チャンスは前髪をつかむものだという話がございました。そのチャンスというのがよく意味がわからないものですから、どのことを表して今がチャンスだというふうにおっしゃっているのかその辺ちょっと意味がわかりませんでしたので、それに沿ったお答えはできかねますが、私が江部乙地区に対してどのような施策をやらなければいけないのかということは十分理解しているつもりですし、総合計画につきましても先ほど部長が答弁いたしましたように精いっぱい努力をしながら私どももやってきているつもりでございます。しかしながら、結果が伴っていない部分については、それはじくじたる思いでいるというふうにはお考えいただければと思います。特に子育て施策といいますか、若い方々の定住策、いろいろ考えられるわけです。例えば緑寿園が新しくなりました。その働く方々のための寮ができたらいいなということを私は思いました。しかしながら、事業団のほうではなかなかそれは難しいよというお話もございました。それならば民間のアパートがもっとあってもいいのではないか。残念ながら江部乙には民間のアパートがございません。ですから、江部乙の商工会並びに滝川市でそのようなお仕事をされている方数人にそのような形でアパートを建ててみませんかというお話もしました。もしもその話がうまくいけば、可能性としてはそういう方たちの優遇策というのが若者の定住の支援につながるかもしれません。そんなことも考えながら行動はしているつもりです。ただ、それを表立って言うといろいろとそごができますので、それは今まで申し上げておりませんが、そんな行動といいますか、ことは続けておりますし、滝川市としても努力はしているということはぜひご理解をいただきたいと思います。

そのほかにも観光というお話もございました。せっかく農村景観があるわけですから、住まなくなった農家さんの住宅、空き家があるわけでございます。それらを使った民泊ができればいいなという思いもございます。どなたかそのようなものをやっていただけないか。そして、それをまた別荘みたくして来ていただく。交流人口の増加にもつながる。そんなことも考えられるわけです。今回JCUさんが新しい会社を起こしていただきましてワイナリーができます。若い方が1人今ブドウづくりをし、ワイナリーを目指しております。そして、そのような大手も来ていただきました。ワイナリーという形でそのような形が若い方々に興味を持っていただいて、仕事とつながり、また定住にもつながる、それも考えているわけでございます。

さまざまな施策は打っているつもりではございますが、まだまだ功を奏していないという部分はわかります。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、江南団地についても新しい考え方を持って、少しあそこを改築していきたいなという考え方も持っているわけございまして、今やらなければいけないということは手は打っているつもりですが、なかなか功を奏していない。人口減少に対するすばらしい一手があれば、それはどこのまちでも打っています。滝川市でも努力をしていますが、なかなかそれは功を奏していない。これは、後ほどの質問にもございますけれども、東滝川地域においても江部乙地域においてもそれはコミュニティゾーンとして考えながら、中核となる施設を充実しながら、そのように魅力を持っていただいて、その地域に住んでいただく、そのことを

考えて努力しているつもりでございます。今後チャンスがあればしっかりと前髪をつかんでいきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただければと思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市長のご説明は大変わかりやすく、施策は打ってはいるが、まだ具体的に事業化するような、制度化するようなところには至っていないのだというようなご答弁でしたと私は理解いたしました。さまざまなことを言われましたので、次の質問にかなりかかったのかなというふうに思いますが、清水の前髪理論の例えば、例えばがやっぱり悪いのだ。それは私も認めます。チャンスがという、今新しいチャンスが来ているという、そういう意味ではないのです。これ以上のチャンスは来ないよということで述べましたので、ご了解をいただきたいと思います。

それでは、最後の件に参りますが、江部乙地区等の子育て世代居住促進策について伺います。江部乙地区の子育て世帯数を本年度並みに維持することができれば、在校生50人を維持できることになる。そのためには農業後継者、新規就農者増の対策、500人を超える社会福祉事業団職員のほか農協職員、地域医療機関関係者の江部乙定住対策とこれら以外の居住促進が必要です。

そこで、1点目として、社宅や賃貸住宅を整備する事業者、新築、中古住宅を購入する子育て世代に対する固定資産税等の減免制度を検討できないか。これについては、今市長若干触れられましたが、もう少し具体的な答弁を用意されていると思いますので、お伺いいたします。

2点目、地区人口は3月末で3,330人、これは空知管内では上砂川町、沼田町、妹背牛町、雨竜町、秩父別町、浦臼町より多く、歌志内市、月形町との差は200人未満です。これらのまちは、役場など核となる団体、施設の職員が町内に住まなければならない義務のような意識があるので、子育て世代の世帯数の割合も多いのではないかと思います。このような条件の差を埋める対策が必要ではないでしょうか。

なお、この①、②については、東滝川地区も含めた制度対策として伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、固定資産税の減免についてでございますが、現在国の政策的な特例措置として新築されたアパートを含む住宅については、新築後一定期間固定資産税が半分に減額されております。また、その敷地については、新築、中古に限らず課税標準額が最大6分の1になる住宅用地の特例が適用されております。このようなことから住宅に関する固定資産税等については、既にある程度の軽減措置がされている状態であると言えます。江部乙地域や東滝川地域の子育て世代に対する固定資産税等の減免制度となりますと、現状の特例措置にさらなる上乘せを行うこととなりますが、そもそも減免の要件は法令等により災害や公共、公益にかかわるもの等と定められており、特定の地域の子育て世代を限定して実施することは困難であります。

次、2点目の近隣同規模の人口の市町との条件の差を埋める対策という部分でございますが、他市町との比較する子育て世帯数のデータがないため実態については把握できませんが、さきの質問で市長が答弁したとおり、さまざまな施策を手を打ってきていると。まだ表立って言える部分はございませんが、市長が申し上げたとおりさまざまな施策、あるいは手を打ってきているということ

をご理解をいただいて、そういった既存の制度と新たな取り組みも引き続き進めていきながら、若者の人口定住だとかそういうものにつなげていきたいなというふうに思っております。

質問の中に町内に住まなければならない義務という部分のお話もございましたが、私も実は江部乙に住んでおりますが、特に義務で住んでいるわけではございません。やはり魅力を持った地域にしていくことが一番の近道ではないかなというふうに思っていますし、最大限行政もそれに努力していくというふうに考えておりますので、ぜひ清水議員のPRについてもよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 抽象的ではありますが、市長のご答弁が一つの方向性を示しているのだらうと。実際にはこれを本当に居住促進に、若者定住に結びつくということがなければ、やるだけやったということではなくて、やはり江部乙地区については地域の年齢構成が崩れたらいろんな他の行政上、あるいは住民の生活上、産業上、いろんな意味で問題になるということで、1点、この①に関して、税ですから減免には限界があると、これはわかります。かつて中心市街地活性化の事業の中で、固定資産税10年分に匹敵する補助金という制度が実施されました。こういった制度、あるいは緑寿園の話がされました。社宅等こういったものを整備されるときにこういうものが後押しして、急激に子育て世代がふえるということも私は魅力のある地域だというふうに思いますので、この補助金制度についての検討について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 地域は限定してございせんが、現在のそういう制度の中でも新築住宅の助成制度、あるいは子育て世代の住みかえ等でそれぞれ補助を行うこととしておりますので、一般的には固定資産税相当額を複数年分減免するのと同様の効果が得られているものというふうに考えておりますので、この制度以外にさらに補助という部分については現状考えてございせん。

以上です。

○清水議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

○議長 長 日程第3、報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告申し上げます。

なお、報告する内容は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第56期事業年度の事業報告でございます。

お手元の資料1ページをごらんください。1の事業概要ですが、主力事業であるゴルフ場が昭和52年8月開場以来40周年の節目を迎え、延べ150万人を超える方々の利用がありました。ゴルフ人口が減少する中、積極的な営業展開を図ったこと並びに例年より早く営業ができたことから、コース入場者につきましては前年対比2,141人増の2万2,978人の利用となりました。本社とゴルフ場各部門の連携強化と迅速化による利用サービスの向上、事務事業の効率化を図り、市貸付金の削減など収支改善に努めました。以下、ゴルフ場事業ほか3事業の部門別事業概要につきましては、お目通しをお願いいたしました。

続きまして、2ページと3ページの庶務事項につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページでございますが、4ページは貸借対照表です。千円単位で申し上げます。資産の部、流動資産3,810万8,000円、固定資産3億4,744万4,000円、繰延資産1円、計3億8,555万3,000円となりました。負債の部ですが、6億1,869万4,000円となっております。純資産の部につきましてはマイナス2億3,314万円となっており、負債、純資産合計につきましては3億8,555万3,000円となりました。

次のページをお開き願います。5ページは損益計算書です。売上高1億2,071万4,000円、売上原価7,869万1,000円、売上総利益は4,202万2,000円となりました。販売費及び一般管理費は972万6,000円で、営業利益が3,229万6,000円となりました。さらに、営業外収益が82万8,000円、営業外費用が5万円となり、経常利益が3,307万4,000円となりました。税金を差し引き3,286万8,000円の当期純利益となりました。

6ページの株主資本等変動計算書につきましては、お目通しをお願いいたします。

7ページの附属明細書の1、資本金及び準備金の増減はございません。2、借入金の増減につきましては、前年より1,000万円減少したところでございます。

8ページの固定資産の取得及び処分減価償却費明細書につきましては、当期増加額が930万2,000円で、期末残高は3億4,744万4,000円となりました。

9ページは、監査報告書でございます。10ページは、取締役名簿並びに株主名簿です。お目通しをお願いいたします。

続きまして、第57期事業年度事業計画をご説明申し上げます。11ページをお開き願います。事業計画につきましては、前期56期と同様に滝川市からの受託事業とゴルフ場事業、賃貸建物事業を柱に事業を予定しております。

次のページをお開き願います。12ページは予定損益計算書ですが、売上高につきましては1億1,360万円を見込んだところであり、当期純利益を1,125万3,000円と見込んでいるところでございます。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山口議員。

○山口議員 1点だけなのですがすけれども、事業報告書2ページの取締役会の中に、2月20日に開

催をした取締役会の議案第4号に嘱託社員に係る退職金規程の制定というふうにありますけれども、単年度確かに黒字になっていますけれども、2億円を超える累積赤字がある中で新たに固定費である人件費増となる退職金制度をつくった経緯をお伺いします。

○議 長 山口議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいまのご質疑に答弁をさせていただきたいと思います。

2月20日に行われました嘱託社員に係る退職金規程の制定に関してのご質疑でございますけれども、従来嘱託職員は任用期限を持って行っておりました。従来は退職金についての規程がなかったところでございますが、従業員、今の雇用不足等々を考える上において、長期的に働く上においても安心して働いていただくためには退職金についても規程を制定して行っていきたいということから、本年4月1日から施行するという形でこの取締役会で決まったところでございます。そういうことをお聞きしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議 長 山口議員。

○山口議員 この制度で嘱託社員の年数資格とか条件とかはあるのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 本年4月1日から施行するということですので、これにつきましては4月1日で嘱託職員という形で採用している方、それと一応基本的には60歳未満という形で制度を設計したというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第4号 株式会社滝川グリーンズの経営状況について

○議 長 日程第4、報告第4号 株式会社滝川グリーンズの経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第4号 株式会社滝川グリーンズの経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告申し上げます。

なお、報告する内容は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第23期事業年度の事業報告並びに平成30年4月1日の決算報告でございます。

お手元の資料1ページをごらんください。1、事業報告ですが、滝川ふれ愛の里を市から1年の指定管理を受け、株式会社滝川グリーンズ、レストランタ桜、滝川クラフトビール工場の3者が三位一体となり、事業に取り組みました。第1四半期におきましては、年間券の販売休止など収支改善に取り組み、前期並みの収入を確保しました。しかしながら、第2四半期に入り、券売機で購入

する入浴者が激減するとともに、入り込み数の減少に伴い各部門も売り上げが伸びず、計画値を下回ったところでございます。一方、経費を削減するためさまざまな改善を図ったところですが、ふれ愛の里の指定管理者が公募されたことにより、株式会社滝川グリーンの今後について検討を重ねた結果、株式会社滝川振興公社との合併が最善と考え、合併の申し入れを行いました。その結果、株式会社滝川振興公社を存続会社とし、4月1日をもって合併するに至りました。以下、部門別についてはお目通しをお願いいたします。

次のページをお開き願います。2ページから3ページまでの庶務報告につきましては、株主総会及び臨時株主総会並びに取締役会等の開催状況報告になっておりますので、お目通しをお願いいたします。

次のページをお開き願います。4ページは貸借対照表です。千円単位で申し上げます。資産の部、流動資産331万4,000円、固定資産2万円、計333万4,000円となりました。負債の部ですが、流動負債7,276万1,000円となっております。純資産の部につきましてはマイナス6,942万6,000円となっており、負債、純資産合計につきましては333万4,000円となりました。

続きまして、5ページは損益計算書です。売上高1億3,562万3,000円、売上原価1,375万1,000円、売上総利益は1億2,187万2,000円となりました。販売費及び一般管理費は1億3,870万5,000円で、営業利益がマイナス1,683万2,000円となりました。営業外収益が265万5,000円、営業外費用が12万8,000円となり、経常利益はマイナス1,430万5,000円となりました。特別損失270万円と税金を差し引きますと、当期純利益金額はマイナス1,721万2,000円となりました。

次のページをお開き願います。6ページの株主資本等変動計算書につきましては、お目通しをお願いいたします。

7ページの附属明細書の1、資本金については増減がありません。2の借入金につきましては、1,800万円増加しました。3の固定資産の取得及び処分減価償却費明細書については、当期償却額が331万8,000円、期末残高は2万円となりました。

次のページをお開き願います。8ページは、監査報告書です。お目通しをお願いいたします。

9ページは、株主名簿です。お目通しをお願いいたします

続きまして、10ページでございます。役員名簿です。お目通しをお願いいたします。

続きまして、平成30年4月1日の決算報告書を説明申し上げます。11ページをお開き願います。11ページの貸借対照表及び次のページの12ページの損益計算書でございますが、貸借対照表及び損益計算書につきましては全てゼロとなりました。

次の13ページをお開き願います。株主資本等変動計算書につきましては、株式会社滝川グリーンの資本金及び利益剰余金を株式会社滝川振興公社に移行をし、株主資本合計、純資産合計とも当期末残高はゼロとなりました。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第5号 監査報告について

報告第6号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第5、報告第5号 監査報告について、報告第6号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第5号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

最初の定期監査報告ですが、監査の対象は議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び会計課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成29年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでございますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、旅費関係では公用車両を使用した旅行の日当や会議出席に伴う費用弁償の支給漏れが、経理事務関係では支出負担行為の決裁区分の誤りがあったこと、資金前渡関係では精算書に添付されている領収書の宛名の不備などがあり、これらについては関係規程等に基づき適切な事務処理をされるよう所属に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

続きまして、次のページの定期監査報告ですが、監査の対象は総務部の総務課、防災危機対策室、企画課、大学連携室及び財政課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成29年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、旅費関係では旅行命令書及び復命書の作成漏れや公用車両を使用した旅行の日当の支給漏れが、契約事務関係では見積もり合わせ執行調書の作成漏れが、経理事務関係では歳入における調定票の整理に不備があったこと、備品出納簿関係では備品の廃棄処分に係る決裁書類の作成漏れが、団体事務関係では収入支出調書の作成漏れなどがあり、これらについては関係規程等に基づき適切な事務処理をされるよう所属に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当

職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、監査の対象は一般財団法人滝川生涯学習振興会であり、監査の範囲は平成28年度から平成29年度までの事業に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められ、軽易な事項については、監査の過程において関係者に是正または適正な処理方法を指導していたしました。

なお、監査意見といたしまして、前回、平成26年4月に財団法人から一般財団法人に変更となり、平成26年度及び平成27年度について監査を実施したところでありますが、今回引き続き平成28年度及び平成29年度について監査を実施しました。初めに、必須財務諸表の点検を行ったところ、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び財務諸表に対する注記のほか、必須ではないものの予算書の作成や現金同等物の残高確認に必要な収支計算書も整備されており、収支差額が貸借対照表の流動資産から流動負債を控除した残額に一致していることを確認いたしました。前述のとおり、平成28年度及び平成29年度の単年度決算においてそれぞれ収支不足となっており、基本財産の取り崩しが続いていることが、公益目的支出計画にのっとり公益目的財産額を減らしていかなければならないことから、その大部分を基本財産の取り崩しとしているので、適正に処理されていますが、事業の縮小は避けたいところであり、より一層の営業努力と経費節減にご尽力いただきたいと思います。

また、講座の種類をふやすなど新規会員獲得のための努力をされてはいるものの、個人会員及び法人会員とも減少している状況であります。滝川市の福寿大学が平成29年度末に閉校となり、平成30年度からリブラーンいきいきカレッジとして当振興会へ移行されることから、振興会の自立を図るためにもこの機会に会員の拡充を図られ、安定的な収入の確保に努めていただきたいと思います。

一般財団法人化により公益目的支出計画の作成は義務づけられ、計画の実施期間は31年で、平成57年3月31日までに公益目的財産額1億978万3,818円をゼロにすることとしています。平成30年3月31日現在の残高が9,374万1,258円となったところでありますが、今後も引き続きこの計画に基づく事業運営に努めていただきたいと思います。

生涯学習は、自分自身や生活を充実させ、学んだことを生かして活力ある地域や社会をつくるなど、個人のためだけでなく社会のためにもとても大切なことです。今後においても市民がみずからの人生を生きがいのあるものにするため、さまざまな学習機会の提供に努めるなど積極的に事業を推進されまして、生涯学習の振興に寄与されることを望みます。

以上で報告第5号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第6号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成30年4月から6月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会

計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきまして支出処理における請求書の不備がありましたので、講評において指導したほか、検査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、内容は省略させていただきます。

以上で報告第6号、例月現金出納検査報告を終了いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号及び第6号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める要望意見書

○議 長 日程第6、意見書案第1号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案1件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（規制改革）であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

◎日程第7 請願第3号 市議会議員の定数と報酬に関する請願書

○議長 日程第7、請願第3号 市議会議員の定数と報酬に関する請願書を議題といたします。

請願第3号は9月18日に受け付けたものであり、内容は配付した請願書の写しのとおりであります。

過日の議会運営委員会で確認したとおり、本件については滝川市議会会議規則第125条第1項ただし書きの規定に基づき、所管する常任委員会への付託を省略いたします。

請願の趣旨説明を求めます。小野議員。

○小野議員 会派みどり、小野保之と申します。今回の請願の趣旨説明をさせていただきます。

市民の声を聞くべきということで、多くの市民有志による請願書が提出されました。その趣旨に賛同して、紹介議員の一人として説明をさせていただきます。

まず、定数削減の背景として考えられるのは、人口の大幅な減少及び行財政改革が主たるものと考えます。議会の活性化が求められますが、削減により必要な得票数が上げられない組織を持たない人や資金がない人は立候補ができず、新たに議員になることが狭くなる。また、住民に身近な議会とのパイプが細くなり、自治体が住民にとって遠い存在になる。広範囲な市民の意見を大切に、少数意見を尊重することが望まれます。報酬については、定数削減とタイアップするものではありません。景気はよいとは言えず、低賃金などで厳しい生活をしている多くの市民にとって、議員報酬の増額を求めるのは理解に苦しむとの意見もあります。定数減と報酬については、市民からの意見を聞く、支援組織がなくても立候補できるよう定数を減らさない努力は必要と思われます。

以上、定数と報酬について調査、審議する場合の要望として趣旨に3点の要望が記されています。3点の要望について読ませていただきます。まず、1つ、定数改正議案が出された場合、本会議の1回の審議ではなく、一定の期間に数回の審議を行う委員会付託による方式で審議していただきたい。近隣の深川市議会、砂川市議会、新十津川町議会は、特別委員会等で調査や審議をしています。

2つ目、議案が出される前でも、定数と報酬について市民にわかりやすくするため、調査を特別委員会等で行っていただきたい。

3つ目、定数と報酬について、市民から意見を聞く場を設けていただきたいが3つ記されています。

今回の請願書が出されたのは、多くの人から話があり、8月29日のプレス、新聞報道の内容について説明をさせていただきました。経緯をお話ししますが、始まりはそもそも議長が商工会議所からの要望に対しての対応とし、各派の代表者による検討であったと考えています。ことしの1月23日に商工会青年部、女性クラブとの三役意見交換会に始まり、5月24日、これもまた2回目の会合ということで、意見がいろいろ出された中の討議ということで、ことしの6月の6日、会派代表者会議がありまして、7月6日、8月3日ということで終わった結論の表決が結果が出ています。ということで、会派代表者会議が2回開かれ、時間を置いて各会派の意見をまとめた代表者

会議が開かれました。意見の集約では3会派が定数減と報酬増、それから2会派が現行どおりと説明、議論が出尽くしたと議長判断がなされ、閉会になり、後に3会派がプレス空知に若い人のなり手不足解消へということで議員定数2減を提案、あわせて政務活動費を廃止とする議員提案の実施を決めたとの報道がありました。果たして定数削減と担い手不足が解消できるかどうかは、甚だ疑問に思います。代表者会議の結果がありますが、これもまた要望があれば皆様にお伝えしますけれども、そういう経過を踏まえ、まだまだ多くの市民の方の意見を聞くべきところ賛否両論になり、示された内訳については拙速な結論となりました。

以上、紹介議員としての説明といたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 議長のご指名をいただきましたので、以下若干の質疑をさせていただきたいと思います。

私この請願をいただいたときにまず思ったことが請願の趣旨と、そして請願の内容がかけ離れた請願であるなということであります。請願の趣旨は、定数削減反対、報酬増反対、最後には多様な意見を吸い上げるべきだということが書いてあります。まず、そのことを1点指摘しておきたいと思います。

その上で、提案者にお伺いします。民主主義のコストという課題があります。古くは企業献金のあり方、政治献金のあり方、そして選挙へのお金の使い方、あるいは使い道、そしてまた議員報酬の問題、さらには議員定数の問題、さまざまあったわけであります。

実は、ここでこの請願趣旨の中で私が気になっているところがあります。それは、兼職議員、年金受給議員が大半を占める状況を考えると、報酬増が活性化につながるとは考えられない。つまり紹介議員の皆さんは、現状のこの市議会の状況を是とする立場をとっていると私は断じております。私どもこの議会改革をこれから進めようという議員は、これから長い目で将来を見て、議員のなり手をしっかりと確保して、滝川市の民主主義をしっかりと将来も根づかせていくために、まずその第一歩としてこの議員報酬のあり方をどうするのかということをさまざまな意見を聞きながら決断をしてきたわけであります。まず、第1点目として、現状のこの兼職議員、年金受給議員、多分これから何期か後は年金受給議員ばかりが残る議会になると思います。現在63.2歳、この市議会の年齢もどんどん、どんどん高くなっていく。高齢者議会、年金受給者議会になっていく、このことについて紹介議員の皆さんはどう考えているのか、まずお答えをいただきたいと思います。

○議長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 柴田議員からは、もっとこの記以下の3点についての質疑があるのかなと思いましたが、わずか1点ということでちょっと拍子抜けをいたしました。

柴田議員のまず指摘をされました。これは、質疑ではないのでお答えいたしません。そして、民主主義のコストについてもこれは質疑ということではないようです。最後ですが、いわゆる議員年金がなくなりました。そして、それぞれの国民年金、また厚生年金を受給した議員だけになってしまふ。議員の高齢化がする。これに対してどのように考えるのか。また、途中で若手のなり手不足

についても言われました。そういったことが進んで、議員の高齢化が進むことについてどのように考えるのかという質疑だったというふうに思います。

私たちは、まず若い議員、あるいは女性の議員、これらの方が当然のようにふえること、その取り組みを進めていく所存です。しかし、報酬を上げることは、それは若手や女性が出ることには直接的にはつながりません。また、そもそもの定数を下げると、今の小野議員からの説明にもございましたように当選ラインが上がって議会に出づらくなると。これまでよりも若者、女性が出づらくなるというふうに考えています。ですから、柴田議員の言われる何か判断をしたと、いわゆる定数減、報酬増の判断に至ったということですが、その方向でいくほうが議会の高齢化が進むというふうに考えるものです。

以上です。

(何事か言う声あり)

○清水議員 是とするのかということについてのお答えいたします。

ただいま滝川の市議会には18名の議員がいますが、子育て中の議員というのは本当に最終盤にかかっている方がお二人いるのかなというふうに思います。そういう中で議員の報酬を上げる必要性、これについては私どもは柴田議員が言われたように是といたします。なぜならば、滝川の市議会の報酬は、全道の35市の中では人口に見合った適正な報酬になっています。また、一方でいわゆる賃金労働者、あるいは年金生活者などの報酬、収入等を考えると、今の滝川市の年間議員の報酬約550万円が低いとはとても言えないというふうに考えますので、是といたします。

○議長 ただいまの清水議員の答弁は、いわゆる兼職議員、年金議員とこれから滝川市議会がなっていくことを是とするという答弁をしたということですのでいいのですよね。質疑者はそれを聞いているのです。

○清水議員 兼職議員というのは、いわゆる経営者、または自営業者です。農業も含めます。また、年金生活者は、それは説明するまでもありません。市議会というのは、まず年齢が、あるいは性別が、また居住している地域やそれぞれの仕事が多様な方々が出るという点では、年金受給者、そして会社を経営しながら、自営業をしながら、こういった兼職議員が多いということを是とするものではもちろんございません。もっと多様な方が出るようにならないといけないというふうに考えております。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 わかったような、わからないような答弁でしたけれども、報酬の話が出ました。私さっき民主主義のコストの話しました。全道の平均と比べて高い、低い、ずっと一貫して日本共産党の議員の皆さんはそういう表現を使っていらっしゃるのです。しかしながら、議員報酬のコスト比較というのは、実はさまざまあるのです。平均と今の滝川市議会の報酬を比較する、それだけではない。例えば全国で一番高い報酬をいただいている市議会は横浜市議会です。しかし、市民1人当たりのコストはわずか200円です。全国で一番高いコストを払っている市議会は歌志内市議会、8,500円を超えているのです、1人当たり。では、適正な報酬が200円だとすれば、滝川市議会もその200円のコストを人口分に掛けて議会費として計上すればそれで事足りるのかとなれ

ば、これは民主主義のコストとしては甚だ遺憾な数字になってしまうわけであります。

そういった意味でさまざまな検討をした結果、我々は現状のこの議会の構成というのは、これはあってはならない構成になりつつある。将来20年後、30年後本当に70歳を超えるような構成の市議会を変えていくためには、まず第一歩として我々が身を削って、そして報酬も我々の報酬をアップするのではないのです。明年以降の市議会議員のための報酬を幾らとするかということを今議会で提案していきたいと考えたわけであります。そのための財源をどこから捻出するのか。今のこの財政状況の厳しい中で、あちらこちらからお金が降ってくるわけではないのです。まず、第一歩、隗より始めよということで、市議会として将来に向けたしっかりとした議論をするためのその素地をつくったわけであります。来年もしかしたら新しい市議会でもた報酬が引き下げられるかもしれない。まず、我々の意思として、将来に向けた女性の進出、子育て世代の進出、若者の進出、そして今清水議員もおっしゃっていたように若い人もこの議会の構成の中に入ってこれるような仕組みをつくっていかねばいけません。それは報酬だけではないのです。例えば公費の負担、選挙費用の公費負担もしっかりと国に対して求めていくその必要があるし、また行政側にもさまざまな要請をしていかねばいけません。その第一歩として私は申し上げているのです。

改めて聞きます。本市の議員報酬は、本当に全道の平均と比べて低いとか高いで全てを推しはかることについて、清水議員でもほかの紹介議員でもいいですけども、それが是だと確信しているのかお伺いしたいと思います。

（「ほかの議員の意見聞きたい」と言う声あり）

○柴田議員 では、ほかの紹介議員に聞いておきます。

○議長 山本議員。

○山本議員 それでは、紹介議員の一人として今柴田議員がおっしゃったことについて、なぜ私が今回の紹介議員になったかも含めてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

今柴田議員が適正な議員報酬を含めて身を削る思いで報酬を捻出をするのだという話がありましたけれども、私たちの会派の中で思いというのは、根本の根っこは柴田議員と同じでありますけれども、方法論のところはどうも違っているわけでありまして、やはりこの地方議員の報酬を含めてなり手不足というのは、まずはこの地方議会で論議することも必要でありますけれども、国にきちっと今の公職選挙法の欠陥をまずは申し上げて、どうしてもできないのであれば、国の制度でできないのであれば地方議会で論議をするといったことが私は先に必要ではなかったのかと思ってございます。ということは何をいうかといいますと、先ほど兼職というお話がありましたけれども、例えば地方議会で公務員の方が出る、上級もそうなのですけども、いきなり免職であります。そうすると、路頭に迷います。ですから、地方議会に出たときに報酬高いのはこれは必要であります。そういった部分をまずは国にお願いをしながら論議をして、それから最後に地方議会でやるべきだと思っていますので、今柴田議員がおっしゃる部分の報酬が高い部分を先に高くしなければいけないということを定数減から求めていくのは、ちょっと筋が違うのかなと思っています。今回の私どもの請願につきましては、きっちり市民に意見を聞いて、適正な議会であってほしいなという思いで紹介になったわけでありますので、この部分については密室の中で、会派代表者会議というの

はあくまでも密室の会議であります。そんな中で決めたことが一発本会議の中で決まるというのはいかなものかなということで私は賛成していたので、ちょっと答弁になっておりませんが、紹介議員としての思いということで答弁とさせていただきます。

以上です。

○議 長 ただいま柴田議員の再質疑に対する答弁としては、まだ答弁として成り立っていないというふうに判断をいたします。よろしいですか。柴田議員。

○柴田議員 何でも国頼みにしていくのが滝川市議会の最も悪いところだなとつくづく思います。まず、我々は何をしなければいけないかということを考えなければいけない。これは当たり前のことなのです。確かに禁じ手と言われれば禁じ手という部分も一理あるのかもしれない。

それと、もう一つ今言われたことは、会派代表者の密室のことで決めたことがまさに悪のように言われている。しかしながら、従来議員定数の問題については、会派代表者会議を開いて、その合意に基づいて定数削減の議論がなされ、提案がなされていきました。そして、その会派代表者の中で議論がまとまらなくても賛成多数の場合には議会に提案して、そして議員定数を削減してきた。これは、過去の歴史そのものであります。まるで今回初めて私どもが会派代表者会議を開いて、その中でこの議員削減提案の問題について協議したことが悪だというようなお話ですが、これは議会の申し合わせ事項、あるいは議会の条例等々を踏まえてやってきたわけでありますので、そのことについてしっかり申し上げて、私の質疑は終わります。

○議 長 答弁を求めずにちょっと質疑を終えるという形をとって……

(何事か言う声あり)

○議 長 ただ、まだ続いて質疑を予定されている方もいますので、では次の質疑に移りたいと思います。本間議員。

○本間議員 ただいまの柴田議員の最後のお話に関連する部分がございますので、下記の要するに要望事項3項について触れていきたいと思います。

まず、定数改正議案が出された場合、委員会付託方式で審議していただきたいということが書かれています。実は、私たち定数減を提案する側は、要するにしっかりした議論を進めるということ的前提にして、できるだけ瑕疵のないように多くの議論が出て、活発な議論の先に答えが出るようにしていきたいという思いで皆で議論というか、その段取りについても議論してまいりました。その1番については、場合によっては必ずしも委員会付託はできる可能性がない場合があると。例えばかなり早くから準備はしていたけれども、要するになるべく早く決議、このことについてはどちらかの答えを出さないと、できれば9月が実は限度だというふうに目途しておりました。なので、どちらかという2番の議案が出される前の定数と報酬について市民にわかりやすくするため調査を特別委員会等で行っていただきたいと書いておりますけれども、そういうことも可能性として持ちながら会派代表者会議を行ってきたという状況があります。

そこで、まず1点目の質疑、幾つか聞きますけれども、実はこのときに会派代表者会議の中で現状維持という2会派と定数削減という3つの会派と分かれたわけですが、先ほど最後の代表者会議が議長によって打ち切られたとおっしゃってございましたけれども、実はもっともっと違う形

に変化させることもできたし、それからこの会派代表者会議はこれでは十分ではないというふうにもう一度やって、続けて議論を進めていくということは可能だったはずなのです。ところが、代表で出られていた小野議員は、代表者会議の中で現状維持という発言はされましたけれども、その方法論について述べられておりません。それから、清水議員については、実はそれに近い発言をされているのは確認しております。その後の議運の中では明確にこの3つのようにおっしゃっています。しかしながら、その際にはこのようにするということだとか、それがかなってもいないのにもかかわらず、さらに代表者会議をもう一度やってくださいということにはなっていません。なっていないのです。だから、そういう意見は一度も実は出されていないのです。紹介議員なのですよ。

もう一つ言います。それから、定数と報酬について市民から意見を聞く場を設けていただきたいということなのですが、先ほど紹介議員の小野議員のほうから説明ありましたけれども、商工会議所青年部と女性クラブ、青年会議所、農業の青年ということで2度の懇談会を行っているということがありまして、実はそのことについてもこれでは十分でないと、ほかの人たちからも意見を聞いてくださいということは、会派みどりの代表者からは一度も意見が出されていないです。清水議員については、少しそれに近い話をされているのを確認しています。しかしながら、打ち切っているのにもかかわらず、これで終わりにするというのが1つ、それについてどのようにお考えかお聞かせいただきたいということともう一つ、それがもう一つです。

もう一つは、現状維持ということに対しての会派みどりのそれに対する理由とか、なぜ現状維持がいいのかという発言が実は確認されていません。どうして現状維持となりましたとだけ言われるのか私には理解不能なのですけれども、そういうことを前提として紹介議員となられたお気持ちについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 本間議員の質疑に対する答弁を求めます。小野議員。

○小野議員 ご質疑ありがとうございます。

今本間議員の言うことに対して代表者会議について私は何も意見申し上げていないということで、1回、2回、3回とある中で1回目についてはそのままの話ということで、最初の話についてはあくまでも議員の定数を減らすという話がいつの間にか知らないうちに報酬の話に移っていったような経過もあります。ただ、この議員のあれについては記録も何もないわけですから、私が何も言わなかったというのは、当初のあれについては申し上げておりますので、意見については、例えば現行どおりでいいと言うけれども、何で現行どおりの私の判断をしなかった、会派の代表者の判断をしなかったということは、現行どおりということは議員定数については今の段階で議員定数はふやすとか減らすということは、我々は今のままでいいだろうということでそのまんまのお話、余計なことと言っても何のため現行のまんまにするかということは、今商工会議所のいろんな方のお話しした中で受けた中でもまだ商工会議所の人たちも議会に対しては余りよく知らないという人もおりましたし、減らせという人もいました。賛否両論だったのです、意見の中では。記録はありますので、これを見ればはっきりわかりますけれども、ただ私としては意見を出さないということは、報酬については会派代表者の会議の中では詳しい報酬については述べるべきでないと思ったので、それは私の意向で述べておりません。定数についてはそのままがいいということは、確かに今の議員の平

均年齢、柴田議員も言いました平均年齢は高いです。私もその一因ですから、平均年齢の高くなる要因でございますから、そういうことありますけれども、ただあるいは担い手が不足するというのには報酬が全てではないと思うのです。若い人がいっぱい出るということについては私も賛成なのですが、この間の商工会議所のお話の中で若い経営者が私が今出たら自分の会社と議員とどっちをとるということになると、やっぱり自分の会社が大事だという意見が多数を占めました。なるほどなと思いました。中には議員報酬1,000万円に上げろという人もいました。そういう定数を下げて、それを上げる。いろんな意見を踏襲した中で、私は今の議員の定数はそのままでいいのではないかという考えでおりましたので、その意見も言っておきます。

それと、先ほど柴田議員はいろんなことを悪と言っていましたけれども、決して私は……

(何事か言う声あり)

○小野議員 いろいろ申し上げた中でそういうあれありますので、例えば報酬を抑えて議員をふやすとか、要するに参画型、あるいはいろんな提案があって、国の方針あります。報酬を抑えて議員をふやすというのは多数参画型で、議員数を減らして専業で生活できる報酬を支給するというのは集中専門型とかいろんな方法があるのですけれども、そういういろんな中身、いろんなことをやっていって、私は積極的な意見を述べなかったということをしては、確かに本間議員の言うとおり、何も言わぬで何が会派代表者だというような意見だと思います。でも、今言った傾向についてあくまでも議員の定数を減らすということで、報酬については私はそこまで述べる必要がないと思ったので、そういう意見の中身で今ご説明申し上げたいと思います。よろしいでしょうか、答弁。まだ不服……

(何事か言う声あり)

○議長 不規則発言を慎んでいただいて、私のほうで確認をいたします。

ちょっと答弁が足りないという意味で今本間議員が発言されておりますので、その会派代表者会議が3回で終わったことに対して継続を求めるような意見を小野議員が述べていたのかどうかと。述べていなかったのではなかろうかというまず本間議員の第1点目の質疑、2点目は意見交換会、多様な人たちが出れる環境だとすれば、意見交換会を若手に限らずもっともっと多様を持って意見交換会をするべきではなかったのか、そのことについて小野議員がそういう発言を会派代表者会議でしたのでしょうかと、この2点の答弁がまだ漏れているというふうに私で判断します。

○小野議員 代表者会議の中では何件か述べたと思います。商工会の中では意見は述べておりますので、そのままそれで記録が残って踏襲されているのではないかという解釈しておりますので、ただ代表者会議の経緯を見ますと全てがそういう意見になるかということと、例えば会議の中で清水議員が特別委員会を開いてくれ、あるいはそういうことについてもそんなの必要ない、議運の中でやると言ったら、議運もそれも必要ないという話しされましたので、私個人の意見としてこれはもう中身的には皆さん方でもう囲いでできているのだなというような意見ありましたので、またそれはそれで改めて自分は自分の立場で意見を述べればよいと思ったのですが、会派代表者会議の中でも全ての会派が一本化されているとは私は解釈しなかったのです。でも、一応代表者が言っていることですから、皆さんは何を言おうと代表者が言ったのだからいいという話はしていると思いますが、

その中で今3つあった中の意見については何も私はしゃべっていないということで、一番最初はちゃんとしゃべっていると思います。3回目のあれについては、もうほとんど前回の結果についてという表が出ましたので、これについては何も反論いたしませんでした。それは間違いございません。

（「議事進行」と言う声あり）

○議長 長 山口議員。

○山口議員 今までの論議、質疑を聞いていたのですけれども、本日出されましたこの議案、市民からの請願、この中身、要望の3つを採択するべきか、しないかを本会議では決めるべきであるというふうに思っております。議員同士の会議の内容をここでもう一度やりとりするものでなくて、市民から出された請願の内容を採択か、不採択をしてほしいと思います。

○議長 長 今山口議員からの議事進行でございます。それぞれ質疑をされる皆様方がこの採決に臨まれるに当たって今解明をしようとしているところでございますので、このことが記以下の3点についての議論ではないのではないかと、そういうような意見もございましたけれども、あくまでも質疑されている方はこの賛否を問うための質疑だというふうに私は解釈をしておりますので、そのまま続行いたします。本間議員。

○本間議員 まず、今の山口副議長のお話なのですけれども、それに触れるというのも私の質疑についてちょっと触れておきたいと思うのですけれども、基本的には記の下にある3つが要望事項であって、上にあるのは請願趣旨であると。ただ、それは一致していないというふうに私は感じますけれども、なのでそれを最大限重視して下記のほうで質疑をさせていただいているということで、間違っていないのではないかなというふうにはどうしても思うのですけれども、しつこくやってもしょうがありませんので、そういうことについては多分議事録等でも確認していますので、そういうことなのだろうというふうに思います。

ただ、その後私が出席した議会運営委員会です。直近の議会運営委員会は2度ほど行いました。清水議員からは、この下記について全く同じ意見をお聞きいたしました。それについて私も発言をさせていただき、議論をさせていただいたということは明らかです。明らかだと思うのです。ただし、そこに出席しておられた渡邊議員と、それから小野議員は、やはりコメントしていなかったと思うのですけれども、ああいう議論になっているのに、こういうお考えをお持ちなのにどうして発言しないのか私にはちょっとこれが出たときに一番不思議に思ったのですけれども、それに対するお考えについてお伺いいたします。

（何事か言う声あり）

○議長 長 答弁されようとする側が今答弁の調整に入っていますので、それを受けたいと思います。

（何事か言う声あり）

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 まず、今回この請願書が出たということで、一議員として推薦したということは今代表も含めて述べたとおりであります。この3項目について賛同するという部分を強く言いたいということでありました。ただ、その議運のときの発言の有無についてを今本間議員は確認していると

思いますけれども、その時点ではまだこの内容については十分私も把握していなかったということで大変申しわけないけれども、ご理解いただきたい。ただ、今の本会議においてこの部分についていろいろ検討した結果、1については書いてあるとおり付託できる方式でできないかという部分でも賛同していると。報酬と定数に関しても公聴会とは言いませんけれども、そういうような場を持つべきかなというふうに思っています。それは、市民の意見を聞くという場を……

（「今の議会でか」と言う声あり）

○渡邊議員 今ではないです。この記に関する部分での私の考えを今述べているだけで、今本間議員が議運で発言がなかったということに対して……

（「どう思っていたか」と言う声あり）

○渡邊議員 そうですね。それで、私は精査した中で、今この本会議においてこの1、2、3については、討論でも述べますけれども、そういうことが必要だということで賛成していると。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

（「議長、議事進行」と言う声あり）

○議 長 清水議員。

○清水議員 先ほど山口副議長の議事進行に対して議長が今そこに向かう経過なのだと、記以下について質疑がされるということで議事を進められましたが、結局この3つのことについては全く一つも質疑がなかったというふうに私は理解をしておりますが、議長はどうお考えですか。

○議 長 ただいまの清水議員の発言に関しましては、清水議員がそう受け取っただけということで受けとめさせていただきます。清水議員。

○清水議員 この3つについて最も質疑で近づいたのは、本間議員の質疑でした。何を言ったかという、1については可能性がある場合があるけれども、時期的に見てできない場合もあると。これ質疑にならなかったのです。そういう前提で何か別の話を聞くと。2についても可能性を持ちながらと言いながら別の質疑をするということで質疑になっていないのです。議長……

（何事か言う声あり）

○議 長 やめてください。ちょっとやめてください。私のほうで。

清水議員は、紹介議員としての提案者であります。提案者が質疑をする相手に対して質疑がないとかなっているとか、そういうことを言える立場には何もありません。ですから、私は議事の進行上ほかに質疑がないのですか、ないとなればそれはもう質疑を終結するしかないというのは、議事の運営上これは別に何も間違ったことというふうには考えておりません。

ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。柴田議員。

○柴田議員 上程されました市議会議員の定数と報酬に関する請願書の採択について否とする立場

で討論をさせていただきます。

全国的な問題として議員のなり手不足が指摘され、議会のあり方についてさまざまな議論がなされております。滝川市議会では、過去無投票当選を防ぐとして多くの議員定数削減を行ってまいりました。私が議会に出てからも３２あった定数が現在１８になっており、これ以上の削減は難しいとの意見も議会内には根強いものがあります。しかしながら、将来の滝川市議会を考えた場合、ますます若い人材が議会に不足していく状況が明確になっており、議員のなり手対策は喫緊の課題となっております。

現在の議会の平均年齢は６３．２歳であります。今後ますます高齢化が進むことになります。私はこれを年金者議会と呼びますが、高齢者の声ばかりが大きないびつな構造の議会であり、決して滝川の将来にとってよいものではありません。もっと幅広い年齢層の声が届く議会にしなければ、３０年、５０年といった長期に及ぶまちづくりが容易には進められないことと思います。残念ながら諸般の事情で議員年金制度がなくなり、滝川市のまちづくりに貢献したいと思う若い世代の人も将来を考えたときこのことが足かせになることも危惧しております。若い世代の人が活躍できる市議会を考えたときこのままではいけないと考えております。選挙にもお金がかかり、二の足を踏む方もいるでしょう。私が年金者議会と言ったのはそこであります。退職金を受給して、お金にも困らない人だけが選挙に出られる。決してこのような滝川市にはなりません。そのためにはさまざまな条件整備を今から進め、若い世代の人が議会に出やすい環境をつくっていかねばならないのです。財政が極めて厳しい中で、私たちは批判を恐れず取り組みを進めていきたいと考えております。よって、市議会議員の定数と報酬に関する請願書については不採択とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内孝夫です。請願第３号 市議会議員の定数と報酬に関する請願書を採択する立場で討論をいたします。

まず初めに、請願者の皆様におかれましては、日ごろから市民や地域の福祉、環境、交通安全、防災、児童育成、健康づくり、親睦、除排雪、コミュニティ施設管理などにご尽力されていることに対し心から敬意を表します。

請願書では、今回地元紙であるプレス空知の報道を読み、このままでは市民不在で定数が減らされ、報酬が上げられる。定数と議員報酬は議員だけで決めるものではないと。可能な限り市民が見えるような進め方にするために３点を求めています。滝川市議会に対して調査と審議の進め方は数の力ではなく、より民主的に進めるべきではないかと問題提起した請願です。長年ボランティアで携わってこられた方たちであり、多くの市民と接している方たちの請願であるだけに、大変な重みがあります。私は、紹介議員として皆さんの思いに応え、市議会議員として力の限り奮闘する決意です。

大きな１点目としては、請願で求めているのは、１つ目、定数改正議案が出された場合、本会議１回の審議ではなく、一定の期間に数回の審議を行う委員会付託による方式で審議していただき

い。近隣の深川市議会、砂川市議会、新十津川町議会は、特別委員会などで調査や審議をしています。2点目、議案が出される前でも定数と報酬について市民にわかりやすくするため、調査を特別委員会などで行っていただきたい。3点目、定数と報酬について市民から意見を聞く場を設けていただきたいの3点です。これらは常識的なものであり、滝川市議会で実施可能であり、重要な問題なので、否定する必要性は全くありません。請願者は、議会事務局長への説明で、定数削減により必要な得票数が引き下げられ、組織を持たない、お金を持っていない人は出馬できません。我々の声も議会に届きにくくなってしまいます。報酬についても市民感情を考えて検討すべきですと述べています。市議会の3会派10名は、今定例会で一度議長に提出した議案を災害対応を優先して取り下げました。これを直近の臨時会に提出する予定だとプレス空知の報道を請願者は重く見たのです。そして、市民の声を十分に聞いて考えてほしいと3点を要望しているのです。周辺市町を初め、多くの議会で行っている進め方は当たり前の進め方です。

続いて、大きな2点目、会派代表者会議で論議は尽くされ、歩み寄りの可能性はないという考え方について述べます。定数と報酬については、議会内で会派としてまとまっているとはいえ、この状況はこれまでは会派代表者会議という非公式、非公開の場、事前の話し合いの場だけの経過です。しかし、本請願についても会派代表者会議で議論は尽くされ、歩み寄りの可能性はないので、不採択というのは筋が通りません。本会議だけの審議とすれば、これまでの定数、報酬についての議会内の活動は市民には全く見えません。議会を傍聴しても、議事録を見ても、インターネット中継や録画を見ても市民には情報はゼロです。なお、議会運営委員会も傍聴できず非公開なので、これも市民にはわかりません。プレス空知に掲載されたから市民説明責任は果たしたと言えるようなものではありません。

以上、採択の立場での討論といたします。

○議長 本間議員。

○本間議員 私は、会派新政会を代表いたしまして、請願第3号 市議会議員の定数と報酬に関する請願書の採択について否とする立場で討論いたします。

まず、定数減、報酬増、その他の流れにつきましては、来年選挙なのだけれども、実は来年だけではなくて将来に向けた長い制度として進められることを標榜して、提案をしてきたものであります。それが一つの前提です。それから、もう一つの前提は、その進め方について議会のルールに基づいて多くの意見が発せられ、そしてそういうかんかんがくがくの議論の中から本当の姿が得られるものだというふうに考えておりまして、物すごく実は気を使って進めてきたということが2つ目の前提でございます。

そこで、実は先ほど山口副議長のほうから下記のほうでないほうについて論じてくれとおっしゃったので、この際請願趣旨の3点と、それから要望の下記の3点について意見を付して討論とさせていただきますというふうに思います。まず、請願趣旨の1番目でございます。定数が削減された要因は、無投票や欠員になったりしたら定数削減する、これまでは2から3名が落選する正常な選挙だったとおっしゃっておりますけれども、実はそうとは限らず、未来にはもう既に次の選挙からそういうことではなくなる可能性もある。無投票や欠員を何とか避けていかなければならないのが

私たち市議会議員の責務であります。そのように認識しております。

そして、2番目でございます。先ほど柴田議員のほうからも発言がありましたけれども、兼職議員、年金受給議員が大半を占める状況を考えると、報酬増が立候補者増と活性化につながらないという趣旨のことが書かれています。私たちは、多様な意見、多くの世代の意見が反映されて、そして幅広い世代交代の市議会が形成される、そういうことが理想だと思います。もしかしたら来年の選挙ではそうならないのかもしれない。でも、その次の回はもしかしたら引退される議員もいらっしゃるかもしれないし、新しく出たいという議員もいらっしゃるかもしれない。そのためにいろんな立候補者を招き入れるために、やはり多少の報酬のことについてもできる範囲内でできればというふうなことでございます。

そして、3番目、年内には次期市議会議員選挙に向けたと述べられておりますけれども、これは先ほど申し上げたとおりに次期だけのことでございません。

そして、下記でございます。1番につきましては、先ほども質疑の中で若干触れましたので、余り長くは言いませんけれども、この件については十分な議論の時間が要されるとは限らないので、確保できるとは限らないので、やはり2番についてのことについてなるべく議論を深めて、いろんな形で議論すればいいのだろうというふうにもともと私は思っていました。まさかあそこで議論が途切れて終結してしまうなんて思っておりませんでしたし、それから議員定数削減に対する反対のご意見も要するに自分たちの立場をおっしゃっているのだけれども、それ以外のご説明も余りされなかったということは非常に残念でございます。

それから、申し添えておきたいのですけれども、議会改革特別委員会という委員会がございまして、清水議員が特別委員長を務めておられます。その当初の際に、実は議長から諮問事項がありましたが、私はそれだけではだめだろうと。将来議員定数の議論は必ず起きると思うので、ぜひこれは取り扱ってほしいと申し上げました。ところが、清水議員は議長からの諮問内容でないで、それはしないほうがいいと思うという見解を述べられ、その議論に至ることはない。だから、そういう項目を上がっていないから付託をするという作業も行われないと。そして、それを清水議員は議長に求めた経緯もございませんので、やっぱりこれは非常に残念なことだったなというふうに感じております。

そして、定数と報酬については、先ほども同じようなことを申し上げましたけれども、実態としては商工会議所の青年部を初めとする数団体の代表数名と懇談会をしたという経緯がございます。それ以上のことは求められなかったのだということもありまして、実はもっとじっくり話し合いを設けるべきだと私自身は強く思っておりましたけれども、それを阻止したのは紹介議員の皆様ではなかったのかというふうにどうしても感じてしまいます。そうしたことも含めて、以上を申し上げて当請願書に対する反対討論とさせていただきます。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 会派みどりの渡邊です。請願第3号 市議会議員の定数と報酬に関する請願書を採択する立場で討論を行いたいと思います。

今回請願書を提出した市民有志の皆様には敬意を表し、紹介議員の一人として採択されるよう尽

力したいと思います。

定数削減に言及するにはいろいろな要件があると思います。その一つには、人口の大幅な減少及び行財政改革が主たるものと私は考えます。滝川市の人口については、直近の地方統一選挙時より現在は約千余名ぐらいの減少が見られております。ただ、大幅な減少、漠然としていますけれども、大幅な減少とはなっていないと認識するところです。

また、滝川市が取り組んでおります財政健全化計画も確実に進んでいるものと解しております。そういう中、鋭意まちづくりに邁進している現状の中、今回の請願書が提出された背景には一部団体の要望書が発端であると考えられます。その内容が議員定数削減等に言及したことが始まりとなっております。そういう中、いろいろと各会派代表の会議が行われておりますが、私は議員としての責務の一つは、市民、住民の声を真摯に聞くことにあるのではないかと感じております。一部団体の要望書に対しては、議長裁量にて各会派に呼びかけ、会派代表者による検討を始めたことは、団体であっても市民の声を聞いたことになると考えております。しかし、2回ほどの代表者会議を実施した結果、議員定数、議員報酬についての意見は出尽くしたと見解を示されております。では、今回の請願書に対する対応では、市民の声を聞くという立場が全くうせているように感じております。このことについては、全く承服するものでもありません。今できることは、広く、多く市民の声に耳を傾けることが議員としての仕事であると感じていますことから、今回の請願書を採択すべきであります。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。請願第3号を可とする立場で討論を行います。

まず、今ほどの請願に対する反対討論の中で、また質疑の前段としての言葉の中で、特別委員会への付託については時間がないので、できないのだということで、この記以下の1点目について反対する理由とされました。しかし、特別委員会についての付託は、推進派の方がこれを出されようとしている直近の臨時議会、これに仮に出したとしたら、ここで付託をすれば12月の第4回定例会までに審議を終了することは十分に可能です。つまり12月の初めには本会議で可否が決まる。仮にその財源で報酬増をされるのであれば、十分に時間はあるというふうに思います。よって、時間がないということでこの特別委員会への付託はできないのだという理由は理由にならないなということをまず述べたいと思います。

そして、本来的には記の2点目は特別委員会での調査について、これをあたかも会派みどり、そして共産党がこういった調査を私たちが拒否をしたと、そうとられるような発言をされました。私たちは、密室でのこれ以上の調査はやらないということをやただけで、オープンでやるということはずっと申しております。そういう点で、滝川市議会は本会議主義ですが、滝川市議会には今議会改革特別委員会がございます。そして、議会運営委員会もあります。ここに定数、報酬について調査をすることについては議長が諮問をすればよろしいだけで、これについては本会議の議決は必要ありません。議会運営委員会で諮問をすることで十分に足りることであり、これはあすからでも、きょうからでも十分できることです。これについても否とする理由には当たらないというふう

に思います。

そして、最後ですが、私は公明党から反対討論があるというふうに考えておりました。請願というのは大変重いものです。請願は、議員でなくても議案と同等のものを議会に届けることができる唯一の手段であります。この手段をもって請願をされた請願者の皆さんに対して、理由もなく反対をされるということは私はないだろうと思います。公明党は、このままこの請願を可とするということであれば市民はそうだなとなりますが、反対の理由も述べずにこれを否決するということは、私は議会人として全く許されないことであるということを最後に述べまして、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより請願第3号を起立により採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択とすることに決しました。

◎日程第8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第3回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定をされました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 それでは、第3回定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

9月5日に招集されました本定例会でございますが、5日の早朝、災害が発生するなど、そして大停電が起きるなど大変混乱となった議会でございます。その中におきまして私ども提案したいずれの議案につきましても、また決算等につきまして決算委員会を開催するなどし、精力的、積極的に審査いただき、いずれも可とご認定いただきましたことに改めて感謝とお礼を申し上げる次第

でございます。本定例会で付されたさまざまなご意見、また決算等に付された意見を参考にしながら今後の予算執行に当たるつもりでございますので、これからもご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げ、本定例会閉会に当たりましてのご挨拶とします。大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年第3回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時20分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員